

ふるさとづくり実践活動チーム会議 次第

日時：平成31年3月28日（木）

10：30 ～ 12：00

場所：中央合同庁舎4号館1202会議室

- 1 開会
- 2 江藤内閣総理大臣補佐官挨拶
- 3 与謝野町ふるさとづくり実践活動の実施報告
- 4 今後の進め方について
- 5 閉会

【説明資料】

- 資料1 与謝野町ふるさとづくり実践活動実施報告書
- 資料2 ふるさとづくり応援イベントの開催について
- 資料3 ふるさとコンシェルジュの設置について
- 資料4 ふるさとづくり関連施策一覧

与謝野町ふるさとづくり実践活動 実施報告書

京都府与謝野町
平成31年3月

目 次

1	与謝野町からの報告	P 1
2	各実践者からの報告	P 7
	・ エグ Café	P 8
	・ 株式会社かや山の家運営委員会	P 9
	・ 一般社団法人プレイス	P 11
	・ 与謝野町観光協会	P 13
	・ 下山田グループ	P 14
	・ 万定織物株式会社	P 17
	・ よさの三四の森の会	P 19
	・ 砂後建設・与謝娘酒造	P 20
	・ 谷口酒造株式会社	P 23
3	参考資料	P 26

1 与謝野町からの報告

与謝野町のふるさとづくり実践活動 報告書

平成31年3月
与謝野町

平成30年3月、内閣官房が所管するふるさとづくり実践活動チーム会議において、本町にて伴走型のふるさとづくり実践活動を試行的に行うことが決定されました。

伴走型ふるさとづくり実践活動とは、課題が明確化している地域に対し、委員がアドバイス等を行って地域の課題解決に向けた支援を行うもので、実践活動チームとして初めての取組とのこと。

ふるさとづくりと言っても実践する方がいなくては何も変わりません。本町には様々な分野において想いを持って自ら活動されている方がおられ、専門的な知見をお持ちの委員の方々に伴走いただくことによって、頑張っておられるこのような方々がさらにステップアップし、結果として町の課題解決につながることを期待して、本取組に参画させていただくこととしました。

■町の概要

本町は、総面積108・38km²の範囲に約2万1千人が暮らしており、南北約20kmの間に町並みや集落が連なる、住民の顔が見え、住民の声を聞くことができる、まとまり良い地域です。

大江山連峰をはじめとする山並みに抱かれ、野田川流域に広がる肥沃な平野から、天橋立を望む阿蘇海へ流れるように続く景観は、四季折々に美しい姿を作り出します。春は新緑、夏はひまわり、秋は黄金色の稲穂と紅葉、冬には季節風の「うらにし」による雪と、季節毎で味わいある自然美が堪能できます。

日本海に面した丹後半島の尾根を背に、南は福知山市、東は宮津市、北は京丹後市、西は兵庫県豊岡市に接し、国道176号、178号、312号の結節点であり、交通の要所です。京都市から北西へ約80kmに位置し、京都縦貫自動車道、山陰近畿自動車道を利用し、京都市内からも車で約1時間30分の距離にあり、季節に応じて都市部からも多くの方が遊びに訪れます。

本町の誕生は、平成18年3月1日にさかのぼります。旧加悦町、旧岩滝町、旧野田川町が合併し発足した町で、絹織物が繁栄し、「丹後ちりめん」の主要産地として栄えてきました。

これらの文化や歴史を後世に伝える「ちりめん街道」は、国の重要伝統的建造物群保存地区に選定され、平成29年4月に「300年を紡ぐ絹が織り成す丹後ちりめん回廊」として、宮津市・京丹後市・伊根町の有形・無形文化財とともに日本遺産に認定されました。

近年では、近海で取れる魚のアラと町内の豆腐工場から出るおからを主原料とする、100%天然素材の有機質肥料「京のまめっこ」を製造し、自然循環農業の推進により、米や農作物のブランド力の引き上げをおこなっています。

■町の課題

このように本町には、世界に誇る一次産業、二次産業が息づいています。これら産業を育てているのは、大江山連峰、野田川、阿蘇海へとつながる自然環境であり、まちの中にこれだけの恵まれた環境があることは誇るべき点です。この豊かな環境によって育まれる地域資源の持つ安心安全という付加価値を、個性ある町民、事業者の皆さまに、商品やサービスに展開いただくための基盤整備を進めてきました。

しかし、町の基幹産業である織物業、農業分野を中心に、地域資源を活用した取り組みへの挑戦が進められているものの、地域経済活動に大きく波及するまでに至っておらず、また地域資源の価値を体感できる場所の構築も課題となっています。

■多様な実践者の参画

今回のふるさとづくり実践活動の取組では、地域資源を活用したものづくりやサービス提供等に取り組んでおり、前述の地域の課題解決や実践者自身のステップアップを目的に、専門家の伴走支援を受けながら商品やサービス等の魅力や価値の向上もしくは新たな価値の創造を実践する意思のある個人、団体を募集することにしました。

その理由は、行政主導によるまちづくりではなく、また困っている人を助けるというのではなく、あくまでも実践者に強い意思があり主体となって活動される個人・団体を応援することにより、本取組終了後も持続的な活動が行われることを目指したからです。

町は募集告知・説明会をしたのみで、特定の方に対して応募依頼をしていないため、どのような方が応募されてくるのか分からないものの、多様な実践者の参画を優先しました。

そして約1ヶ月間の応募期間を終えて手を挙げて来られたのは8団体・1個人。

生まれて間もないまちづくり会社、やり手の事務局長を要する観光協会、美と健康を育む天空の宿を目指す宿泊施設、社長が杜氏の酒づくり会社、農業を営む建設業者と地元酒蔵とのコラボ企画、シルクを使った裂織りサークルのリーダーである織物業者、何とかしなければという熱い想いを持った森林保全団体、農地を守り地域を活性化したい農業者グループ、くつろぎの場づくりを目指して創業したい元地域おこし協力隊員と多様な方々の参画のもと、伴走型実践活動がスタートすることになりました。

■伴走いただく委員とのマッチング

実践活動は、伴走いただく委員のマッチングから始めた訳ですが、まずはそれぞれの実践者のみなさまから事情をお聞きし、現地を確認したうえで、実践者の課題解決・活動を前進させるために最も相応しい委員をマッチングすることになるのですが、主として動い

ていただいていた矢島委員と町が、それぞれの委員の得意な分野やご事情・ご意向を詳しく承知していた訳ではなく、しかし実践者はやる気がある訳で、まさに「お見合いの仲人」のように上手くマッチングできたかどうかは「やって（会って・話して）みないと分からない」と割り切ることにしました。

行政は計画を立てて計画どおり遂行することは得意ですが、進めながら考えるという手法を採ったことは無責任との指摘を受けかねない冒険であったかもしれません。

なお、どのような委員に伴走していただくのか分からないにもかかわらず、実践者それぞれの意思によって始めた取組のため、のちに誰かの責任を問う声を聞くことはなかったことを申し添えておきます。

マッチングの結果、矢島委員、金野委員、吉弘委員、原委員の4名に伴走いただくことになり、藤崎委員には保有媒体を活用した実践者開発商品のPRに向けてお世話になることになりました。

■実践活動における町の役割

実践活動は、実践者に伴走する委員が日程調整をし、現地でアドバイスを受け、次回に向けて実践する、を平成31年1月末まで繰り返します。

実践者はそれぞれが置かれている現状も違えば課題も違います。また実践活動を進める速度も違います。したがって、1月末までに上げることが出来る成果は、実践者それぞれによって異なることは必然と言えます。

町はこのことを実践活動がスタートした時点で理解していたため、期限までに上げる成果のレベルを指定することはせず、「それぞれのペースで出来る範囲のことを委員からアドバイスをいただきながら進めてください。」と申し上げ、実践活動期間中は実践者それぞれがどのような動きをされておられるのかその動向を見守り、要請があれば一緒に話を聞かせていただき、関係部署に取り次いだりすることが役割となりました。

このようにできたのも前述のとおり実践者それぞれの意思によって始めた取組であり、実践者が主体となって活動を進められる形としたことが要因と言えます。

実践活動の中身につきましては、それぞれの実践者の報告書に委ねるとして、実践活動のすべてを実践者に委ねた形にしましたので、行政の様に物事を手際よく進めたり、関係者調整を周到に行ったり、事務連絡をきっちりしたりといった活動は期待できません。普段は通常の仕事をしながらという実践者がほとんどであり、そもそも行政マンではないため当然と言えば当然です。

しかし、どの実践者も「前へ進む」という意識はしっかりされておられたため、伴走いただいた委員も現場で伴走されるなかで実践者それぞれの事情・性格等を十分ご理解いただいていたものと考えており、大変ありがたいことでした。

また、吉弘委員が運営する東広島の「ファームおだ」への視察も実践者自らが企画され、

この企画に関係者や他の実践者も巻き込むといった広がりを見せたり、実践者同士がコラボする企画が誕生する等、これらも町が仕掛けたわけではなく実践者が主体となった取組として見る事が出来たことは大きな成果であったと言えます。

■実践者の今後

当初の予定どおり平成31年1月末をこの取組の区切りとさせていただきました。

スタート時点で実践者の取組は、構想段階のものや一步踏み出しているものまで様々でした。このような状況のなか専門的な知見をお持ちの委員が伴走することにより、当面の目標設定や取組の進め方、実際必要な作業行程等が見える化され、構想の具現化、活動の加速化が進んだものと考えています。また、何より実践者が自信をもって挑戦することができるよう後押しを行っていただいたことは、彼らにとっても有意義な伴走支援であったのではないのでしょうか。

今回の短い期間で商品の開発・販売という目に見える一定のゴールを達成した実践者もおられますが、基本的にはどの実践者もこれで活動が完了するのではなく、むしろこれからがスタートで、引き続きステップアップして行かれる意向と聞いています。どこがゴールかは実践者それぞれで異なりますし、どこをゴールにするのかすら決めておられない活動もある訳で、今回、委員に伴走いただいたことがきっかけで進むべき方向が見えた実践者、まだまだ構想作成を続けるという実践者もおられるものの、実践者同士の連携や小さなゴールの達成の積み重ねがその後も続くようすし、これにより大きなゴールの達成に繋がり、結果として町全体が活性化していくことが期待できます。

■今後のふるさとづくり

冒頭に地域の課題を記述しましたが、自治体における施策・政策レベルの課題でありますので、今回のふるさとづくり実践活動のみをもってこのような大きな課題が解決できないことは言うまでもございません。

この取組の成果は何かと問われたならば、まさに実践者の思い・活動が前進したということこそが成果でしょう。

そして今回の取組でもう一つ得られたことは、地域内の実践者や関係者とが新たなつながりを得たこと、とりわけ矢島委員、金野委員、吉弘委員、原委員、藤崎委員といった町民ではない方が本町とつながったことは大変意義のあることです。観光以上・移住未満の方を「関係人口」と呼ぶようですが、本町では「よそ者」ならず「よさの者」と言うようにしており、よさの者が増えたことで与謝野町の明るい未来に近づいたことも大きな成果です。

町としても、活動内容に加え実践者の思いや実践者同士のつながりの状況を知ることができ、また委員のみならずつながりができたことは今後のまちづくりの大きな財産になったと考えます。

今回のふるさとづくり実践活動の様な「地域づくり」は様々な分野の人や課題が関係しており、これをすれば答えが出るという単純なことは少ないものです。また特定の誰かが頑張っただけで何とかなることも少ないものです。

しかし、行政のみならず地域のあちこちで自分達が住むまちを良くしたい、次代につなげたいという人達が主体的に地域を創る活動を実施されている状態こそが重要であり、課題解決につながるものと考えます。行政が主体となって動く事業もあれば、様々な主体が連携しながら動く仕組みもあるでしょう。またあくまでも行政は支援という立ち位置の場合も考えられます。

いずれにしても主体的に活動を実施される方々に対する継続的な支援は今後も必要と考えています。しかし行政は組織で動いており、時には縦割りの弊害の指摘を受けることがありますので、官民連携、支援の仕方についてどの様な形が有効なのかを今後も検討する必要があると考えています。

ご関係者のみなさまにおかれましては、今後ともご指導・ご鞭撻をよろしくお願いいたします。

最後になりましたが、お世話になりました委員のみなさまに心より感謝申し上げます。

以上

2 各実践者からの報告

平成30年度与謝野町ふるさとづくり実践活動 - エグCafé -

当初の目標

イベントで提供してきたカフェサービスからの、ステップアップしたビジネスプランを確立する。

活動内容

矢島里佳委員と状況共有をしながらビジネスプランを構築。

- ・ 実現したいカフェに求める条件の書き出し。お客像と場所の意味を考える。
- ・ カフェの運営方法を考える。（経費や量や必要な客数など数字の洗い出し。C to C、B to Cの検討。）
- ・ 町の補助金支援（農商工連携推進事業）を活用した事業体制の相談。
- ・ かや山の家の裏山を活用した空間づくりの打ち合わせ（かや山の家、よさの三四の森の会を交えて、森の手入れやイベント会場づくりを考える。）

伴走委員からのアドバイス

- ・ 運営のための数字の出し方、考え方を教わった。
- ・ B to B プランの提案をして頂いた。（企業のイベントや、パーティーなどで提供する出張型カフェのスタイル）
- ・ 準備している WEB サイトでの表現についてアドバイスをもらった。
 - 活動が方向する意味をうたい、どういう仕事をオーダーできるのか分かりやすく伝える。
 - 掲載する言葉ひとつひとつに提供する事業の感覚が伝わる言葉を徹底的に追求する。
- ・ かや山の家、よさの三四の森の会との連携が潤滑にいくよう矢島委員がファシリテーション。

活動の成果

- ・ 春から始めるモバイルカフェへ向けてビジネスプランの準備ができた。
- ・ かや山の家、よさの三四の森の会と連携して、森の空間づくりに向けて動き出した。
- ・ かや山を家の支配人兼料理長と会話を重ねるようになり、カフェのメニューづくりの協力を得たり、デザインの仕事でかや山の家に関わる道筋ができた。

今後の活動内容と展望

- ・ 従来のドリンクメニュー（コーヒー、紅茶、ジュース、ビール等）に加え、農商工連携事業として、農作物を活用したスイーツやファストフードをかや山の家料理長と開発しながら、モバイルカフェとして提供していく。
- ・ モバイルカフェを広報発信のツールとして活用し、カフェ業と並行してデザイン業の充実もはかる。

平成31年2月7日

与謝野町企画財政課 御中

(株)かや山の家運営委員会
取締役支配人 青木 博

与謝野町ふるさとづくり実践活動報告書

表題の件につきまして、下記の通り、ご報告いたします。

記

1. 参加委員 矢島 里佳 委員 (株式会社 和える 代表取締役)
2. 参加者 木村 有紀子 (株式会社 かや山の家運営委員会 副代表)
青木 博 (株式会社 かや山の家運営委員会 支配人)

3. 活動日時

- 7/22…ヒアリング、交流会
- 9/20…第一回実践活動
- 10/22…第二回実践活動
- 11/27…第三回実践活動
- 12/21…第四回実践活動

4. 活動内容

与謝野町の現状と課題の確認… 与謝野町内の観光消費額が少ない。宿泊、来町しても、観光、飲食など、町内施設を利用していない。

町内には、多くの法人、団体があり志を持って活動されているが、地域を超えての連携、協力が難しい。

少子化、高齢化が進み農作放棄地や手入れの出来ていない森林が増えてきている。

伴走委員からのアドバイス… かや山の家を利用された方にローカルな与謝野町の観光案内、土産物案内。酒蔵、織物、農業、歴史など、お客さまにあった情報を提供できるようになること。

町内外の情報を収集し、各法人、団体と連携をするため、週に一日程度は主業務以外の活動が出来るよう、従業員体制、定休日などを見直すこと。

同じく実践活動中の〈エグカフェ〉と連携して地域の活性化につなげることができないか。〈エグカフェ〉は山や森の中などで、喫茶や音楽会を通して空間をプロデュースする場所を探している。

同じく実践活動中の〈三四の森の会〉と連携して地域の活性化につなげることができないか。〈三四の森の会〉もまた、与謝野町内での活動の拠点を探している。

5. 活動の成果… 与謝野町の観光資源、土産物、歴史などを利用者にとっていただくためにかや山の家独自のパンフレット、小冊子のようなものを作成する計画が出来て、進行中。館内に土産物の売店を設置する案も考えたが、酒販免許、在庫管理、スペースの問題で、断念。利用者と事業者への橋渡しのできるコンシェルジュのような役割を担えるように各事業所への見学、連携など計画。

〈エグカフェ〉〈三四の森の会〉の二団体と協力して、かや山の家東側の山林の整備をすることが決定。これまで名前を知っている程度だった団体と、ゆっくり話をする機会にもなり、お互いの考えや方向性が近い事を知れた。4月以降に整備開始、林道、イベントスペース等が順次完成する予定。

6. 最後に… 今回の事業を通して、一番大きかったことはいろいろな繋がりが出来たということだと思います。町内にある宿泊、飲食の施設としてどうあっていくべきか、というのが常に懸案でもありました。その中で矢島委員はもとより、来町時に宿泊利用していただいた吉弘委員、原委員にも短い時間ではありますが、お話を聞く事ができました。おぼろげながら、この施設、そして自分の役割が分かり始めた気がしています。それはやはり、積極的にいろいろな所と繋がっていくという事だと思います。繋がりがあからこそ、この施設の利用者に当事者の気持ちを含んだ場所や商品、歴史などの紹介ができるのだと思います。

〈エグカフェ〉〈三四の森の会〉とは実際に4月以降の事業が計画出来ました。山林や遊歩道を整備し、町内外の方が自然と触れ合える場所作りやイベントの開催。そして間伐材は薪にしたり、製材して宿泊棟の修繕に利用する。一つの団体ではなかなか進んでいかなかった事が、繋がったあとは面白いように話が進んでいきました。そしてこの事業は短期間で終わるものではありません。5年、10年かけて、山林を自然と人間双方に快適な場所にしていくという中で、三つの団体、さらに興味をもって新規参加してくれる団体がどういった動きになっていくのか楽しみです。

参加していただいた委員の方々には、皆様非常にご多忙であるにも関わらず、親身にこの地域の問題に取り組んでくださった事を、感謝いたします。

以上

平成30年度与謝野町ふるさとづくり実践活動報告書

平成31年2月28日

人や情報を繋ぎ合わせ、ライフスタイルの提案や、利用されていない空間、眠った資産を活用し、人が集う場を創造することを目的として、設立をした一般社団法人 プレイスにおいて、与謝野町が今後海と共生等、今後の利用に力をいれている与謝野町阿蘇ベイエリアで空き家のオーナー様へ利活用の提案をし街の活性化に寄与することを目的に活動を開始

委員の一般社団法人 ノオトの金野代表と下記①～⑦の課題について議論をした。

■与謝野町岩滝シーサイドエリア・阿蘇ベイエリアにおける空き家活用

- ①空き家活用のエリア設定について協議
- ②100年後のビジョンの提案（一般社団法人 プレイスより）
- ③空き家調査、物件の共有
- ④空き家所有者の意向調査、ピックアップ
- ⑤物件を選定
- ⑤業種、プレーヤー等の可能性の検討
- ⑥シナジーを生む業種との連携
- ⑦阿蘇シーサイドパークの利活用との連携（行政との協議）

①～⑤の空き家のオーナーは数人の候補を見つけることが出来、条件によっては貸出、売却の意思があることを確認できた。

⑤業種については、飲食店を中心に検討（週末の起業等が最適かと思われる）

②100年後のビジョンについては、当社において議論し発信していく必要があるが、現在お住まいになっている住人等の思い、また歴史についても調査が必要で付け焼刃的なビジョンでは、共感が得られ難いのではないかと考えている。ここ数年、行政や民間で行なわれていたワークショップや協議会の意見も参考にする必要があると考えている

■今後の展望

当社は平成28年度より与謝野町岩滝の山與醤油倉庫をインキュベーションの拠点とするべく、与謝野町の補助金を活用しレンタルスペース施設として整備を行った。今回のテーマとなっている阿蘇ベイエリアの空き家活用の第1号案件であり現在は、小規模事業者、特に飲食店の創業トライアルに活用されている。

週末のみ模擬店として開業でき家賃も安いこと、立地も良いこと等から少しずつ利用者は増加しており、今後本格的な開業を志す利用者も増えている。そういった事業主と連携を図り、物件の紹介から空き物件の利用につなげていきたいと考えている。未利用空間の利活用は住居利用はもちろんであるが地域の活性化において、飲食店や物販店等、事業主との連携は不可欠と考えており地元をはじめ、他府県からも与謝野町に関心を寄せて頂いている方々と連携し活性化に繋げて参りたい。

今回の活動において、地域の活性化は短期のスパンで実現をするのは大変困難なことを実感した。ノオトの金野代表は大変魅力的で、経験豊富な委員であり意見交換の場を提供していただいたこの活動に大変感謝しております。今後少しずつ地域づくりに取り組んでいくためにも是非またこのような場が不定期でも開催されることを願っております。

京都府与謝郡与謝野町岩滝146-4

一般社団法人 プレイス

代表理事 高岡 洋輔

代表理事 有吉 寿和



与謝野町ふるさちづくり実践活動報告書

与謝野町観光協会

与謝野町観光協会では、単なる観光サイトではなく、ファンを育て上げるサイト、すなわち「観光」から「ファン光」のサイト作りを目指しています。

今回の実践活動では金野幸雄様に伴走いただくことになり、与謝野町観光協会ホームページについて、

- コンセプト
- 制作方針（目指すべき方向性・ゴール）
- HP コンテンツ内容
- 現状の課題

をご説明したのち、意見交換をさせていただきました。

金野様からは情報発信の基本姿勢として、まちづくりの動き（未来へのベクトル）が「光」であり、そこを掬い取って情報発信することをお勧めいただいたところですが、ホームページの作成においてインパクト・面白さ・毎日の変化・持続性に心がけ、現状の観光コンテンツばかりに注力を注いできたが、未来に向けた取り組みや活動のメッセージは、目からうろこであり、非常に興味深いと感じました。

これから創造していく観光コンテンツや町作りのプロセスを上手くメッセージできると、より魅力あるサイトになると思われ、その素材探しを早速行うなどファン光のサイト作りを進めています。

「平成 30 年度 与謝野町ふるさとづくり実践活動」報告書

下山田グループ事務局担当・世話役
茂籠好彦

「平成 30 年度 与謝野町ふるさとづくり実践活動」に下山田グループとして応募する時に次のような 4 つの目標を掲げました。それぞれに関連し合う目標について、実践してきた活動内容、伴走委員からのアドバイス、活動の成果、今後の活動内容と展望等をまとめて報告しておきます。

- ① 将来への夢や展望を明確にもって実践しておられる近隣にある先進地域や集落の視察、交流を通して、農業を通じた「ふるさとづくり」の環を広げながら、本物の技術・技能や精神的姿勢を学び養うこと。

第 3 回の実践活動において吉弘委員の案内で「ファーム・おだ」(東広島市河内町小田)、6 次産業化ネットワーク(世羅町)を原委員、柴山義夫氏(岩滝在住。「サイエン s」主宰)、小西実嘉氏(滝在住。千年つばき公園や付随する施設である「ちんざん」、「千年つばき資料館」の設立を区長時代に指導)と共に視察、交流したり、行き帰りの車の中などでの話し合いも含めて、それぞれが培ってきた技術・知識や経験を学ぶことができました。

第 5 回実践活動の時に吉弘委員をサイエン s(菜園 s: 柴山農場)に案内して、柴山さんの有機農業の技術や取り組む姿勢について学びましたが、第 6 回実践活動の時には原委員も案内して魚のアラを活用した有機肥料の作り方などをさらに詳しく学びました。柴山さんの有機野菜の作り方や販売の仕方にも学びながら、下山田地区の安心、安全な有機野菜作りに取り組んでいきたいと思っています。

第 6 回実践活動では「五十河(いかが)茅葺き桃源郷」(京丹後市大宮町)や MOPPEN スペース(京丹後市峰山町)、自然耕房アオキ(京丹後市大宮町)に原委員を案内しました。後で「五十河茅葺き桃源郷」に関係する他地域のふるさとづくり・地域おこしの事例や MOPPEN スペースでの講習会においては「エコネット丹後」の副会長をされている野木武さんが参加されたことが契機となって後で株式会社「野木源」についてインターネットを通して学ぶことになり、他地域との「ふるさとづくり」の輪を広げていくきっかけづくりとなりました。

自然耕房アオキの訪問は当初から予定していたところなのですが、有機農業の基本である土づくりや多くの人々が連携、協働して生産、加工(野菜のレストラン)、販売している農場の在り方について学んでいきたいと思っています。当初の予定にあった有機農業を実践している伊根町(三野方)や舞鶴市西方寺(霜尾方)、梅本農場には残念ながら両委員を案内して交流することは出来ませんでした。日々の農作業等で忙しくて他地域の視察に参加できなかった茂籠進さんや山崎康則さんには、これから時間を見つけて上記のところを視察していただけるように調整することがこれからの課題です。二人ともこれまでの 30~45 年余りの農業経験の中で、それぞれに視察研修した経験が多くあるので、お互いの経験や知識を持ち寄って学び合える関係を持つようにすることが肝要と思います。

- ②下山田地域の課題を解決していくために実践力や調査・研究能力のある核となるグループを創っていくこと。そのための事務局体制の確立。
- ③グループの中でお互いの意見を調整し情報を共有しながら、下山田地区にある農地を世代を超えて維持管理していくことの出来る農業技術、また下山田地区をはじめその他の関係する地域の地域情報についての管理システムの土台を造り上げていくための一つのステップとすること。
- ④平成31年1月までの期間で、近隣の先進地域や集落の実践者と交流して、また派遣される専門家の方々と意見交換しながら、土台を造り上げていくための確かな共有できる価値観、展望、真心のあるきめ細やかな方策などの青写真を作り、虚心に再検討を怠らず深め磨いていくこと(体制づくり)。

「ふるさとづくり実践活動」を始めるに際して、私が入手した有機農業を実践する愛農会関係の資料などを茂籠進、山崎康則さんをはじめ両委員に配布して私が目指したい有機農業のあり方についての情報を共有するようにしました。第2回実践活動における吉弘委員や原委員による講演会は農林課を通して KYT をお願いして録画してもらい、平成31年1月19～20日にかけて放映され、事前に関係者に案内しておきました。両委員から入手した資料や活動記録票はすべて茂籠進、山崎康則さんに渡して情報を共有するようにしました。このように情報を共有しながら、第4回、第5回、第7回の実践活動においては茂籠進、山崎康則さんも参加して話し合うことができました。

第4回の際は吉弘委員だけが参加することになりましたが、二日目は茂籠進さんの他に柴山義夫さんや外部から佐藤弘和さんを招いて話し合いました。人間にとっての焚火の意味とか「千本ずいき」が下山田農業の特産品になりそうな話など法人化に向けての話しに彩りを添えて議論内容を広め深めることが出来ました。結論的には次回までにアンケート調査を実施していくことになりました。

第5回実践活動は上山田の農事組合役員にも参加していただき、法人化に向けての話し合いをしました。アンケート調査については叩き台となる2種類の事例資料(後で1種類追加配布)を事前に共有していただくだけにとどまりました。結果は、上山田地区と連携、協働していくことは時期尚早という状況であることがわかりましたが、これから下山田での活動についての情報を流しながら、下山田がまとまってきた後で働きかけるようにする方策をとることになりました。

第7回実践活動では、「ふるさとづくり実践活動」に応募する時からあった山崎康則さんの心の底にあったモヤモヤや不満、農業に取り組む時の姿勢の違いなどが噴出する場面もありました。しかし、最後は当日までに回収できたアンケート調査の模範的な一例を読み上げながら話し合っているうちに法人化についての理解が深まり、これから下山田の農業問題に取り組んでいくための土台づくりの指針を以下のように確認し合って共有することが出来たことは幸いなことでした。

- ・農地所有面積の大小によってアンケートの配布や意見の扱い方に差をつけない。
- ・上山田地区と連携、協働することについては、下山田地区がまとまってから働きかけていくようにする。
- ・せかせかと話しを進めないで、他役員と情報を共有しながら話し合い可能な限り役割を

分担しながら、じっくりと取り組んでいくようにする。

- 行動を起こす時には、非組合員用のアンケート調査などもしながら、下山田区全体を巻き込んでいくようにする。

アンケート調査については、組合員 89 名のうち都会に在住する人など 9 名を除いて 80 部配布し、3 月中旬ぐらいまでに 52 部(65%)回収できています。照合番号に従って特にお年寄りのところなど必要と思われるところは追加して丁寧に聞き取り調査をすることにしています。

吉弘委員や原委員には適切なアドバイスをいただけるように時間の許す限り、町内外の諸施設を案内したり、吉弘委員のご要望に添えて「与謝野町農業センサス統計資料(2015 年確定版)」や与謝野町全図などの資料を渡したり、農林課の井上公章さんにより与謝野町の農業事情の全般について解説していただいたりして、与謝野町の地域事情、農業事情についての理解を深めていただきました。

私達も吉弘委員や原委員からいただいた資料をただ配布しておくだけでなく、グループ内で勉強会を開いて丁寧に読み進め法人化などについて理解を深める努力をしながら、両委員が実践、経験してこられた情報を共有していく必要性を強く感じています。両委員のお話を聴いたり、資料を読むと地域活性化(法人化)には人づくりが要であることが強調されています。近い将来には広島県で実施されたような「地域農業リーダー養成講座」の開催を行政に働きかけていくことが要請されます。

アンケート調査の集計が完了した時は、吉弘委員から自費で来ていただける申し出を受けていますが、その姿勢に添えて私達も資料を読み込んで十分準備して、祖先伝来の優良な農地を守る下山田地区に適した方策について青写真がつかれるようにしていきたいものだと思います。

与謝野町ふるさちづくり実践活動報告書

丹後さき織工房を立ち上げる訳

- サークルとの温度感から一歩前進したい。
- 仕事として外部からの認知を得る事（見える化）と 発信
- 自分たちのさき織にたいする責任感（コミット）を養う
- 最終的には 工房として責任のある仕事に結びつけたい

以上の事に取り組み 与謝野町で仕事と認められる工房になればと考えています。

万定織物株式会社

安田 紅子 H31. 1. 30

丹後裂き織工房

織物の町京都府与謝野町で手織りの熟練した織り手の工房です。

熟練した織り手が皆様のご期待に添う裂き織を製作いたします。型に捉われない

“ものづくり”をモットーに常に冒険心を持って仕事に取り組んでおります。

織物の知識も多様で、20年以上の織り経験の織り手が製造に当たります。

新しい素材として さき織 という織物を採用されてはいかかでしょう。

企画対応 織幅 40 cm～1mまで

ロット 素材がある限り。

納期 手で製織するので、ある程度余裕をお願いいたします。

裂き織とは

お気に入りの着物を糸状に裂いて 横糸として織り上げた織物を裂き織といいます。

新しい布に生まれ変わらせる裂き織は、日本古来より伝わるアップサイクルです。

製作内容

○好みの布でご希望の織物を製作致します。

織幅、長さは、ご相談下さい。(サンプルの御用意があります)。

○価格 40 cm*1m (経糸絹100%、整理、カット、製織その他) 約 5,000 円程度

○丹後裂き織工房で製作した布の販売も行っております。



個人、法人の方のお問い合わせお待ちしております。

万定織物株式会社

京都府与謝郡与謝野町三河内 1509

TEL0772-43-1528 fax0772-43-1529

平成30年度与謝野町ふるさとづくり実践活動 – よさの三四の森の会 –

当初の目標

森の手入れ、里山づくりの活動を発展させていくために、何をやる必要があるか方向性を見定める。

活動内容

- ・ 矢島委員、吉弘委員、一般社団法人 PLACE の有吉氏、高岡氏に、よさの三四の森の会の思いを聞いて頂く。
- ・ よさの三四の森の会の方向性を整理。
- ・ 与謝野町役場農林課との意見交換。
- ・ かや山の家の裏山を活用した空間づくりの打ち合わせ（かや山の家、エグ Café を交えて、現地を視察し、森の手入れや森の活用を考える。）

伴走委員（矢島里佳委員）からのアドバイス

- ・ やりたいこと、できること、やらないことのリストアップを提案。
- ・ 町にお願いすることの整理をし、与謝野町役場農林課との意見交換の場でファシリテーションして頂いた。
- ・ 秋田県での取り組みを例に、複合的な投資（最小で最大限出せるインパクト、予算配分、資産、社会を納得させる計画）の必要性と、技術（どの木を切って、どう倒す、搬出）、予算計画（補助のタイミングも考慮しながら）、スケジュールの采配（数年に渡る森林計画）のできる専門家の人材確保が必要であることをアドバイス頂いた。
- ・ かや山の家と関わって、山の整備を進める糸口をつくって頂いた。

活動の成果

- ・ 自分たちの活動に対する思いを見つめ直しながら、現状の把握と今後の方向性を整理できた。
- ・ 町と意見交換の場をもち、必要な支援（予算を含め町全体の山の手入れを的確に計画できる人材が必要。町民の山に対する関心、手入れの必要性の意識を高めること）が明確になった。
- ・ かや山の家と連携し、山の整備をして活用できるモデル範囲が広がった。

今後の活動内容と展望

- ・ 小規模でもモデルとなる森林整備を実施し、多くの方が森に携われるような環境づくりに取り組む。
- ・ かや山の家と連携し、裏山の間伐、除伐を行いながら、イベントの開催や散策できる環境をつくる。
- ・ 手入れをする地区の地元の方が一緒に関わって取り組めるように動く。
- ・ イベントなどを催して、多くの方が森に親しめる機会をつくる。
- ・ 薪や炭、木材を活用した商品開発をし（木工製品、体験、里山を活用した作物栽培など）、お金を生み出す出口をつくる。商品価値をあげるアプローチをする。
- ・ 里山づくりを通して、都市部の人とも交流できる場を開いていく。

与謝野町ふるさとづくり実践活動報告書

砂後建設・与謝娘酒造

・それぞれの会社の課題

砂後建設株式会社：建設業の傍ら取り組む農業分野（食用米）の販路拡大
建設業と兼務できる若手人材の確保

与謝娘酒造合名会社：与謝野町の地酒をもっとアピールしたい。

JA を通じた流通経路で地域外の酒米を使用する旧来の形から、
地元の米生産者と協力して日本酒造り・商品づくりがしたい。

・地域の課題と方向性

2 社の所在地である与謝野町与謝地区は建設業・酒造業以外の企業がほとんどなく、定年後に農業をされている 70 歳前後の小規模農家が多い。砂後建設が農業参入したのは 2010 年。以降、与謝地区のみならず、与謝野町加悦地域においても空き農地の管理・補修を土木のノウハウで行い、米作りを通じて地域の農地保全に役立ってきた。しかし、与謝地区の小規模農家の担い手（跡継ぎ）がいないことから、今後急激に荒廃が進むと危惧しています。ここを担っていける体制づくり・人材確保をしたいと砂後建設は考えています。

一方、与謝娘酒造では旧来の JA を通じた米購入から、より地元へ貢献できる形を模索し、2012 年から地元与謝野町与謝で育った減農薬・有機肥料を使ったブランド米、京の豆っこコシヒカリでの酒造りを通じて地域に根ざした酒造りに取り組んでいる。また、京の豆っこコシヒカリを使った純米酒を京都・与謝野のブランドとして海外に向けて発信し、2016 年からアジア・オセアニア地域を中心に輸出しています。

2 社の代表の年齢が近いこともあり、地域への熱い思いから、ふるさとづくり実践活動に応募しました。矢島委員・吉弘委員から多くのアイデア・アドバイスを頂き、この活動の新しい商品づくりを通じて、お互いの企業活動にプラスになる活動を目指しました。

・結果

矢島委員・吉弘委員に 7 月 22・23 日・8 月 15 日・9 月 21 日・10 月 23 日・11 月 26 日・12 月 20 日にそれぞれ来町いただき、多くのアイデア・アドバイスを頂きました。初回のヒアリングの結果、砂後建設の砂後米をアピールするため砂後米で純米酒を造り、米とセットで販売しようということになりました。

コンセプトは「米を PR するためのお酒」で、デザイン（与謝娘酒造内でデザイン）の修正や提案を矢島委員との活動時間内にリアルタイムで行うことが出来ました。

そこで得た矢島委員からのアドバイスは他のお酒のラベルの考え方の基本になるノウハウがたくさんあり、とても今後の参考になりました。

また、地域と農業の今後の姿を模索すべく、地域内循環を通じて地域活性化に貢献する先進事例、「ファーム・おだ」へ他の実践者グループとともに 10 月 15 日に訪問し、吉弘委員にご案内頂き、視察研修を行いました。

- ・小田地区の現地案内（地区の食事処 寄りん裁屋、水稻乾燥施設、小田地域センター、レタス・ねぎ・広島菜の施設ハウス・農場）

- ・ファームおだ事務所において、「共和の郷・おだ」「ファーム・おだ」の設立経過と運営概要について説明を受け、意見交換を行った。

ファーム・おだでの視察において、農業の法人化による効率化によって、地域の方がいきいきと働いてらっしゃる姿を拝見しました。置き換えてみれば、与謝野（与謝・滝・金屋地区）においても食事処・パン製造・農産加工など同様の施設があります。

小田地区の視察を通じて、今後の与謝野の農業の担い手や人口減による過疎化の中でも互いが協力して地域社会を盛り上げていく楽しさ（未来？）を感じる事が出来ました。

2018 年 11 月からの酒造りにおいて、砂後米を使った純米酒の仕込みと並行してパッケージデザインの相談などを経て、2019 年 1 月に砂後酒・砂後米セットが出来上がりました。

まず、与謝娘酒造とよさの野菜の駅において販売を始めました。

発売後まもなく、京都新聞の記者の方に砂後酒と砂後米のセットについてお話する機会があり、砂後専務と与謝娘西原が地域に対する思いを語る事が出来ました。

そこでの取材から数日、2 月 15 日に京都新聞の記事にさせていただきました。

（別紙 新聞記事）

与謝娘酒造への問い合わせも多くありましたが、特に顕著だったのが「新聞見たよ！」と地元の人から声を掛けていただくことがとても増えたことです。

また、購入いただいた方が Facebook で「砂後酒がうまい！」と投稿して、その知り合いの方が「なんか美味しいらしいね」と購入頂いたり、地元だけではなく、かなりの波及効果がありました。

砂後建設と与謝娘が何か地元の為にとやっとなるらしいで！程度の感覚で良いと思います。この取り組みによって人材が集まるきっかけになればと感じました。

京都新聞 記事掲載記念号 平成31年2月15日

建設会社育てた米で日本酒

与謝娘酒造が開発 米とセット販売 地域の農業もり立てへ

砂後建設は地域に増える。現在20軒を管理し、つづある耕作放棄地に歯止めを掛けようとして、0年に農業に参入。担い手がいない町内の田んぼなどを引き受け、建設業の傍ら米を栽培してい

る。現在は20軒を管理し、年間約6万坪の米を生産している。町内産米を使用する。とにだわる同酒造社氏の西原司朗さん(38)は、砂後建設が与謝地区で青

てるコシヒカリ「砂後米」に着目。砂後隆正事務(35)に呼び掛け、日本酒「砂後酒」が出来上がった。

同酒造で製造する日本酒は柔らかな口当たりのものが多いが、砂後酒は「建設現場で働く屈強な人たちが作った米」(西原さん)を使つたため、やや辛口ですっきりとした味わいに仕上げた。

原材料の砂後米もPRしようと米と日本酒のセット販売を決めた。同酒造の駅「シルクのまちかや」(同町)で販売中。1セット(砂後米450g、砂後酒120g)1980円。

西原さんと砂後さんは「地域をPRできる商品になっていると思う。町を知ってもらえばかかはなれば」と話している。問い合わせは同酒造0772(42)2834。

(天草愛理)



砂後米と砂後酒のセットを手にする西原さん(左)と砂後さん(右)と謝野町与謝 与謝娘酒造

平成30年度与謝野町ふるさちづくり実践活動報告書

弊社では昨年、丁度、与謝野町ふるさとづくり実践活動の話の前に新たな事業を立ち上げようと考えておりました。

田舎に住んでおられますと、地元の方が販売の対象となり、金額的にも低価格での販売となりがちでした。

そこを何とかしていきたく考えていた時の話でしたし、知った委員の方もいらっしやいましたので参加したいと思いました。

参加させていただくことが決まってからの、毎月の委員との話に常に前進して行く事が出来たことは大変ありがたく思っております。

弊社では40数年前より甘酒を作っていました。

健康ブームから甘酒の需要も少し増えていた中で、美容にも良いと2年前にテレビで放送したとたん、急激に需要が伸び、それに応じて販売するところも大幅に増えました。

弊社でも若干販売数量が増えましたが、世の中ほどでもなく、仕方ないと考えておりましたが、都会の方で、甘酒を飲んでほかの甘酒と違うことを教えられ、もっと自信をもって売られたら良いのではと言われました。

そのころ、あるきっかけで凍らせて牛乳を掛けて食べたところ、すごく美味しく、他の方にも試食してもらったところ、同様の評価を頂きました。

これで行こうと思ったきっかけでした。

そこで色々商品化を考えていた時期にこのお話を頂いたのです。

担当になっていただいた矢島委員、また参加はいただけなかったですが藤崎委員が決まり毎月の委員との打合せと進んで行きました。

第2回活動会議（8月15日）

これからの毎月の計画について話合いました。

8月 デザイン決定

9月 パッケージ裏面決定

すでに計画の販売店との打ち合わせ

10月 無農薬・無施肥玄米甘酒（販売限定）

11月 無施肥・無農薬甘酒販売

普通の米の甘酒販売

メディア関係の活用

今まで通り米はすべて与謝野町産とする事。

無農薬・無施肥の米は限られており、それに見合った価格での買取とする。

等決定しました。

第3回活動会議（9月22日）

商品をどのように考えるか等の話合い。

10月 デザイン決定『京』を入れたものを作成決定

食べ方の英語表記

11月 玄米甘酒上旬に販売⇒最終的には納品先の都合で31年春以降になってしまった。

あくまでも甘酒ではなくスイーツとして展開していくこととする事を決定。

キャッチフレーズも次回には決定。

第4回活動会議（10月23日）

ラベル及び表示の決定等の話合い

名称をスイーツとし、麴と水だけで造った杜氏のスイーツをトップにもっていく。

矢島委員が出演しているKBS京都で11月23日広報

第5回活動会議（11月26日）

価格から考えてケースに入れての販売を検討。

紙箱も良いが袋も考えることとする。

12月販売を目標とする。

第6回活動会議

箱について、お酒に使っている若沖の箱の色を、これからの谷口酒造のカラーにしたら良いのではということで、金色のベースの箱を作ることとする。

与謝野町ふるさとづくり実践活動に参加させて頂き、6回の活動会議を通じて付加価値のある価格帯での販売と商品開発のアドバイスを頂き、2016年より発売した若沖ブランドの時と同じく、楽しくさせて頂きました。

矢島委員は、私の長女と同年で、娘に言われているようだと思うこともあり、おいしいものであれば少々高い物でも買って食べるという都会の若者の価値観を教えていただき、参加は頂けなかったですが、藤崎委員には商品を見ていただき、これからの展開でお手伝い頂けるようです。

この商品の持っているポテンシャルは非常に高く、動物性ではなく植物性のスイーツとして海外への輸出も視野に入れています。

今のところ、販売こそ計画通りにはいっていませんが、酒造りが終わる頃には集中してこのス

スイーツをちゃんとした商品に仕上げ、世の中に気に入ってもらえるものとしていきます。

このスイーツが売れることにより与謝野町の米が間接的に消費され、水田が守られ、災害に強いまちづくりのお手伝いできればと考えます。

谷口酒造株式会社

谷口 暢

3 參考資料

与謝野町ふるさとづくり実践活動報告 (京都府与謝野町)

平成31年3月28日(木)

京都府与謝野町

■平成18年3月1日、加悦町・岩滝町・野田川町の3町合併により誕生。

■京都府北部、日本海に面した丹後半島の尾根を背景とし、南は福知山市、東は宮津市、西は京丹後市などに接している。大江山連峰をはじめとする山並みに抱かれ、野田川流域には肥沃な平野が広がり、天橋立を望む阿蘇海へと続いている。



■総面積108平方キロメートルの範囲に約22,000人が暮らしており、南北約20キロメートルの間に町並みや集落が連なるというまとまりの良い地域。

■気候は、冬に降水量の多い日本海側の山陰型気候で「うらにし」と呼ばれる時雨が特徴的ですが、春は桜、夏は新緑、秋は黄金色の稲穂と紅葉など四季の彩りに包まれ、また冬は多くの水鳥が水辺に集まります。

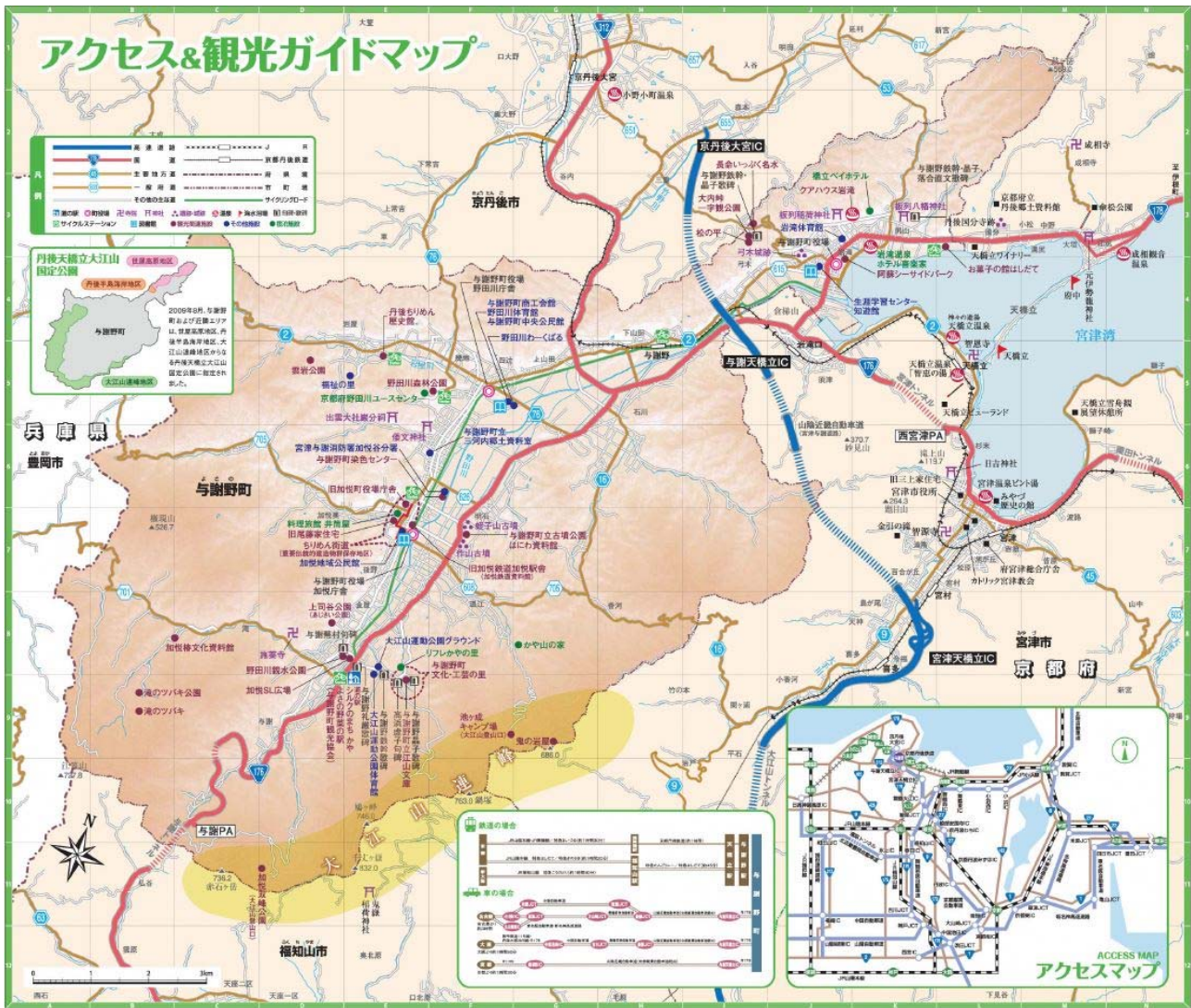
川の流れや海の眺めの美しく、四季を通じて様々な景観を堪能できる地域です。



■町長



1981年生まれ。江戸時代から続く丹後ちりめん織元の長男として育つ。2000年京都府立宮津高校卒業後、フランスに留学。2004年フランス国立建築大学パリ・マケラ校に入学し、都市設計から住宅政策まで、幅広く建築を学ぶ。2008年フランス国立社会科学高等研究員パリ校、2年次終了。2010年から2014年まで与謝野町議会議員を経て、2014年4月与謝野町町長就任。



2

平成30年度与謝野町ふるさとづくり実践活動 概要

人口減少や少子高齢化が進行する中で、日本人の心のよりどころ、『ふるさと』を愛する気持ちを育み、誇りあるふるさとをつくる取組は、安倍内閣の重要課題である地方創生の推進に大きく寄与するものです。ふるさとづくりの取組を具体の実践に移し、全国に大きな気運を生み出していく推進役として内閣官房に「ふるさとづくり実践活動チーム」が設置されました。今回、実践活動チームが初めて取り組む「伴走型実践活動」を与謝野町にて行うこととなりました。

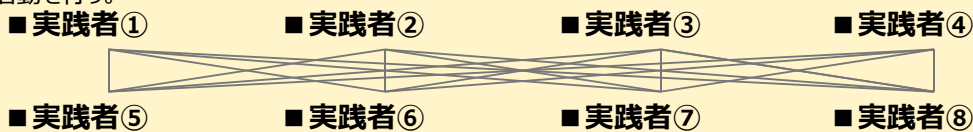
町の課題

- ・与謝野町には、世界に誇る一次産業、二次産業が息づいています。これら産業を育てているのは、大江山連峰、野田川、阿蘇海へとつながる自然環境であり、まちの中にこれだけの恵まれた環境があることは誇るべき点です。この豊かな環境によって育まれる地域資源の持つ安心安全という付加価値を、個性ある町民、事業者の皆さんに、商品やサービスに展開いただくための基盤整備を進めてきました。
- ・しかし、町の基幹産業である織物業、農業分野を中心に、地域資源を活用した取組みへの挑戦が進められているものの、地域経済活動に大きく波及するまでに至っていないとともに、また地域資源の価値を体感できる場所の構築が課題となっています。

与謝野町ふるさとづくり実践活動チーム

※実践者は与謝野町が公募し、伴走支援チーム委員の持つ専門分野とのマッチング可否を踏まえ複数名を選定する。

現在、地域資源を活用したものづくりやサービス提供等の実践者が、地域の課題解決や実践者自身のステップアップを目的に、専門家の伴走支援を受けながら商品やサービス等の魅力や価値の向上もしくは新たな価値の創造、設定した成果指標の目標達成に向けて平成31年1月末まで実践活動を行う。



※実践者は委員からのアドバイス等を踏まえた取組みを実施し、成果を報告する。

与謝野町

伴走支援

現地（与謝野町）における伴走支援活動を年間3~4回程度。メール等で随時相談。

ふるさとづくり実践活動チーム（伴走支援チーム）

- 【総括】 矢島 里佳 委員
- 【委員】 吉弘 昌昭 委員、原 範子 委員、金野 幸雄 委員、藤崎 慎一 委員

連携

京都府

多様な実践者の参画

あくまでも**実践者に強い意思があり主体となって活動される個人・団体を応援**することにより、本取組終了後も持続的な活動が行われることを目指した。

	実践者	活動概要	伴走委員
①	株式会社かや山の家運営委員会	施設のありたい姿の整理	矢島委員
②	エグCafé	カフェサービスからステップアップしたビジネスプランの確立	矢島委員
③	よさの三四の森の会	森の手入れ、里山づくり活動の方向性の整理	矢島委員
④	万定織物株式会社	裂き織り技術の継承	矢島委員
⑤	谷口酒造株式会社	甘酒を使用した新スイーツの開発・販売	矢島委員、藤崎委員
⑥	砂後建設株式会社・与謝娘酒造合名会社	地元産米とそのお米を使用したお酒開発とセット販売	矢島委員、吉弘委員
⑦	下山田グループ	持続可能な農業地域を目指して	吉弘委員、原委員
⑧	一般社団法人プレイス	阿蘇ベイエリアにおける空き家活用	金野委員
⑨	与謝野町観光協会	「観光」から「ファン光」のサイト作り	金野委員

とにかくやってみることに。

実践活動と町の役割

【活動】

- 実践活動は、委員の伴走（アドバイス）と実践の繰り返し。
- 実践者によって現状や課題、活動の速度もばらばら。もちろん1月末のゴールの内容も違う。

基本的な考え方

「実践者の主体性に委ねる」

【実践者】

- 実践者それぞれのペースで出来る範囲のことを、委員からアドバイスをいただきながら**前へ進むことができた**。（専門家による示唆・等身大の活動）
- 自ら他の実践者や関係者を巻き込み、**多様な方と繋がることの意義を認識した**。（やらされ感なく自ら動く）
- ただし行政マンの様に段取りよく物事は進まない。

【与謝野町】

- 活動状況の把握
- 実践活動への同席（随時）
- 関係部署への取次ぎ（要請に基づき）
- 事務連絡

スタートとゴール位置イメージ

①第1ゴールが決まっている

谷口酒造、砂後建設・与謝娘酒造、与謝野町観光協会



②目指したい姿は概ね決まっているが、何からどう取り組んでいいのかが...

エグCafé、かや山の家運営委員会、よさの三四の森の会、万定織物、プレイス



③課題認識しているが、目指したい姿がモヤモヤ

下山田グループ



まだまだ続きます！

「今回ここまで」、のそのあともステップアップされる意向

今後のふるさとづくり

【実践活動の主な成果】

- ・実践者の想い・活動が前進した。
- ・地域内の実践者や関係者と新たなつながりを得た。
- ・町民ではない方（委員）が新たに「よさの者」に。
- ・町としても実践者の想い、活動等を知ることができた。

【目指したい姿】

- ・自分達が住むまちを良くしたい・次代につなげたいという人達（よさの者含む）が主体的に地域を創る活動を実施
- ・町主体事業の実施と官民連携の推進
- ・与謝野町や「よさの者」による支援



主体的に活動を実施する者に対する継続的な支援の仕方の検討が必要

6名程度の地域おこし協力隊など最先端の現場で実践活動をされている方にお集まりいただき、日頃の活動や苦勞事、成果等について紹介。その後、有識者からのコメントをいただき、最後に補佐官より表彰を行う。

【日時】

6月18日（火）、19日（水）のいずれか

【コンテンツ】

■ 1部（1時間30分）

- ・実践者より活動報告（1人10分×6）
- ・委員からのコメント（25分）
- ・表彰（5分）

-----休憩-----

■ 2部（1時間）

- ・実践者や委員への質問等を事前に募り、参加者と交流（60分）

【参加者】

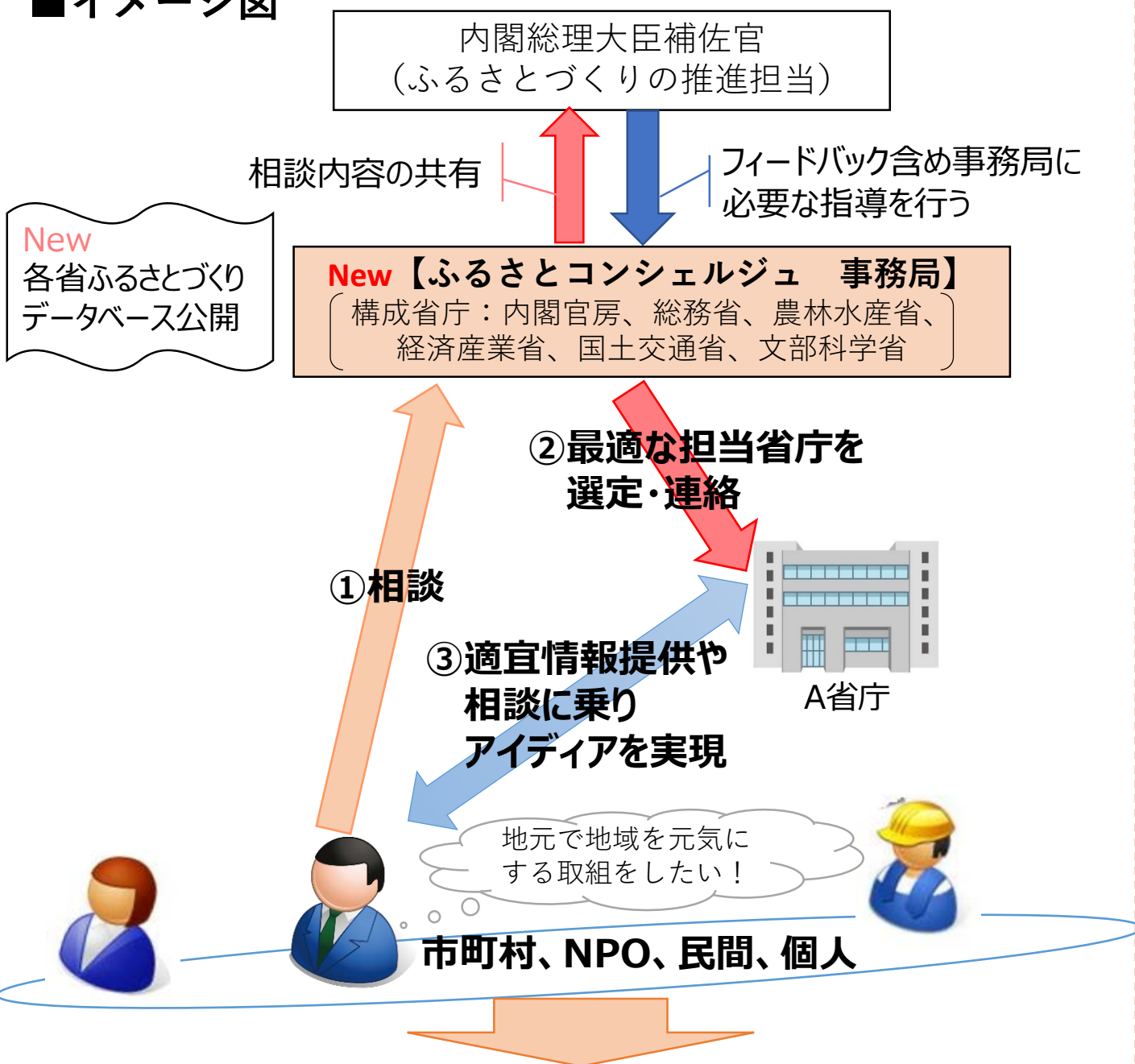
ふるさとづくりに取組みたいと考えている学生、現在取り組んでいる者 等

■現状

- ・各省庁がふるさとづくりに関する様々な施策を展開している一方、上手く自治体、民間等に情報が行き届いていない（調べきれない）。
- ・調べようにも様々な施策があり、求めている最適の施策が分からない。
- ・相談相手がいない。

ふるさとづくりに関する相談窓口を一本化し、各主体（想定：自治体、一般人、NPO等）に最適な施策を紹介するとともに、各省庁が各主体をバックアップする体制を作ってはどうか。

■イメージ図



各個人のアイデアの具体化等が図られふるさとづくりの推進に寄与

ふるさとづくり関連施策一覧

省庁名	No	事業名称	当該事業の趣旨・目的	事業内容	平成31年度当初予算(案) (単位:千円)	平成30年度実績等	関係省庁(問い合わせ先)
内閣府	1	地域活性化伝道師派遣制度	地域活性化に向け意欲的な取組を行うとする地域に対して、地域興しのスペシャリスト(地域活性化伝道師)を紹介し指導・助言などを行う。	地域の活性化に向け意欲的な取組を行うとする地域に対して、地域興しのスペシャリスト(地域活性化伝道師)を紹介し指導・助言を行う。	1,200	・地域活性化伝道師登録数: 357名(H30.4.1)	内閣府地方創生推進事務局 03-5510-2158
内閣府	2	地方創生推進交付金	地方版総合戦略に基づく、地方公共団体の自主的・主体的で先導的な事業を支援する。	左記に掲げるものであって、KPIを設定の上、PDCAサイクルを回すことを前提に、自立性、官民協働、地域間連携、政策間連携等を要件に、主に以下の取組を支援する。 例)しごと創生(地域経済牽引事業等)、観光振興(DMO等)、地域商社、生涯活躍のまち、子供の農山漁村体験、働き方改革、小さな拠点、商店街活性化 等	100,000,000	44,267,414千円 (平成29年度)	内閣府地方創生推進事務局 03-3581-4213
総務省	3	地域伝統芸能まつり	日本各地の伝統芸能が一堂に会するイベントを開催することにより、日本の伝統的文化や日本の価値を見つめ直し、地域の伝統文化等の保存・継承及び郷土に親しみと誇りを持って地域づくりに取り組む気運を全国的に盛り上げ、魅力ある地域づくりや地域の活性化に資する。	テーマに沿った地域伝統芸能や古典芸能を舞台で実演し、各演目や地域、古典芸能への理解を深める。	—	地域伝統芸能7演目、 狂言1演目を実演。	総務省地域力創造グループ 地域政策課 03-5253-5523 chisei@soumu.go.jp
総務省	4	子供の農山漁村体験(通称「子ども農山漁村交流プロジェクト」)	農山漁村体験を通じて、地方の自然、歴史、文化等の魅力について学び、理解を深めることで、生命と自然を尊重する精神や環境保全に寄与する態度を養い、人と人とのつながりの大切さを認識し、農林漁業の意義を理解することにより、子供の生きる力を育むことができる。 また、このような体験を通じて、特に地方を知らない都市部の児童生徒が、小中高の各段階において、将来の地方へのU/I/Jタンの基礎を形成することが期待できる。	総務省、内閣官房、文部科学省、農林水産省、環境省による連携事業。農林漁業体験や宿泊体験、地域住民との交流を通じて、子供たちの生きる力を育むとともに、交流の創出による地域の再生や活性化を目的として、取組を推進する。 【モデル事業】 子供の農山漁村体験交流の取組の拡大、定着を図るため、送り側・受入側の地方公共団体双方が連携して行う実施体制の構築支援するモデル事業を実施。 【特別交付税措置】 小学校の児童が行う宿泊体験活動であって、受入地域の住民との触れ合いや農林漁業等の営みを体験する機会が確保されている地方単独で実施する取組について特別交付税措置により支援。 ※措置率0.5	・特別交付税措置 37,482	・特別交付税措置 ・モデル事業において、 4組(8団体)を採択	総務省地域力創造グループ 人材力活性化・連携交流室 03-5253-5394 内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局、 文部科学省、農林水産省、環境省
総務省	5	地方大学の力を活用した雇用創出・若者定着の促進事業	大学進学時や就職時の学生に直接働きかけることや、卒業後に地方に定住して働くことのできる雇用を創出することが重要であるため、地方公共団体と地方大学の連携による雇用創出・若者定着の取組の推進を図る。	地方公共団体と地方大学が協定を締結し、大学の様々なポテンシャルを活かして、地域全体でブランド商品の開発や6次産業化、高度人材確保による起業支援、地域の課題解決等の取組を実施することにより、地域の雇用創出や若者定着等の取組を支援する。 【特別交付税措置】 地方公共団体の負担した経費について特別交付税措置。 ※措置率0.8 ※財政力補正あり ※1団体あたり1,200万円を上限	・特別交付税措置	・特別交付税措置 ・14県25市8町で実施	総務省自治財政局 財務調査課 03-5253-5647
総務省	6	集落支援員	過疎地域等の集落では、小規模化や高齢化により、生活の維持が困難な集落が発生していることから、住民と行政が連携して集落の課題解決に取り組むことを促進する。	地方自治体が、地域の実情に詳しく、集落対策の推進に関してノウハウ・知見を有した人材を「集落支援員」として委嘱。集落への「目配り」として、集落の状況把握、集落点検、住民と住民、住民と地方自治体の間での話し合いの促進等を実施する。 【特別交付税措置】 集落支援員の設置、集落点検及び話し合いの実施に要する経費等について特別交付税により支援。 ※支援員1人あたり350万円を上限(兼任の場合、1人あたり40万円を上限)	・特別交付税措置	・特別交付税措置 (参考:平成29年度数値) ・支援員数 専任:1,195名 兼任:3,320名 ・活用団体数:303団体	総務省地域力創造グループ 過疎対策室 03-5253-5536

省庁名	No	事業名称	当該事業の趣旨・目的	事業内容	平成31年度当初予算(案) (単位:千円)	平成30年度実績等	関係省庁(問い合わせ先)
総務省	7	地域おこし協力隊	人口減少や高齢化等の進行が著しい地方において、地域外の人材を積極的に誘致し、その定住・定着を図るとともに、地域力の維持・強化を図る。	都市地域から過疎地域等の条件不利地域に住民票を移動し、生活の拠点を移した者を、地方公共団体が「地域おこし協力隊員」として委嘱。隊員は、一定期間、地域に居住して、地域ブランドや地場産品の開発・販売・PR等の地域おこしの支援や、農林水産業への従事、住民の生活支援などの「地域協力活動」を行いながら、その地域への定住・定着を図る取組。 【特別交付税措置】 隊員の活動に要する経費、隊員の募集等に要する経費について特別交付税により支援。 ※活動に要する経費:隊員1人あたり400万円(報償費等200万円)を上限 ※起業・事業承継に要する経費:協力隊最終年次又は任期終了翌年の起業する者1人あたり100万円を上限 ※募集等に要する経費:1自治体あたり200万円を上限	・特別交付税措置 149,950	・特別交付税措置 (参考:平成29年度数値) ・隊員数:4,976人 ・取組団体数:997団体	総務省地域力創造グループ 地域自立応援課 03-5253-5394
総務省	8	復興支援員	被災者の見守りやケア、地域おこし活動の支援等の「復興に伴う地域協力活動」を通じ、コミュニティ再構築を図る。	被災地方自治体が、被災地域内外の人材を復興支援員として委嘱し、一定期間以上、被災地域に住み込んで住民の見守りやケア、集落での地域おこし活動などの復興に伴う地域協力活動に従事してもらう。 【特別交付税措置】 復興支援員の設置及び復興支援員が行う復興に伴う地域協力活動に要する経費について特別交付税により支援。 ※支援員1人あたり報償費等や所要の活動経費等を措置	・震災復興特別交付税措置	・震災復興特別交付税措置 (参考:平成29年度数値) ・支援員数:364人 ・設置団体:27団体	総務省地域力創造グループ 地域自立応援課 03-5253-5394
総務省	9	外部専門家(地域力創造アドバイザー)招へい事業	市町村が、地域活性化の活動実績があり一定の知見を有する外部専門家等の助言を得ることにより、効果的・効率的に地域活性化に向けた取組を行いやすくする。	市町村が、地域活性化の活動実績があり一定の知見を有する外部専門家(※総務省地域人材ネットワーク登録者＝地域力創造アドバイザー)を年度内に延べ10日又は5回以上招へいし、助言を得る。 【特別交付税措置】 外部専門家及び外部専門家の活動を支援する者に対する旅費・謝金(報償費)、ワークショップ等に係る経費(印刷費、車両・会場借上費に限る。)について、専門家区分、財政力指数に応じて最大560万円を上限として措置。	・特別交付税措置	・特別交付税措置 (平成29年度) 活用自治体数:63市町村	総務省地域力創造グループ 人材力活性化・連携交流室 03-5253-5392
総務省	10	過疎地域等自立活性化推進交付金	過疎地域等における喫緊の諸課題に対応するための取組を支援することにより、過疎地域等の自立活性化を推進する。	①過疎地域等集落ネットワーク圏形成支援事業 基幹集落を中心として複数の集落で構成される集落ネットワーク圏における地域運営組織等の取組を支援 ②過疎地域等自立活性化推進事業 過疎地域における喫緊の諸課題に対応するための先進的で、波及性のあるソフト事業を支援 ③過疎地域集落再編整備事業 過疎地域における定住を促進するための住宅団地造成等を支援 ④過疎地域遊休施設再整備事業 過疎地域にある遊休施設を再活用して地域間交流や地域振興を図るための取組を支援	690,652	57件の事業を採択	総務省地域力創造グループ 過疎対策室 03-5253-5536
総務省	11	地域経済循環創造事業交付金(ローカル10,000プロジェクト)	地域資源を活かした先進的で持続可能な事業化の取組を促進し、地域での経済循環を創造する。	地域の資源と資金を活用して、雇用吸収力の大きい地域密着型企業を10,000事業程度立ち上げる「ローカル10,000プロジェクト」を推進するため、本交付金により自治体の初期投資の補助を支援する。	1,000,000の内数	357事業 (平成29年度末時点)	総務省地域力創造グループ 地域政策課 03-5253-5523 chisei@soumu.go.jp
総務省	12	地域経済循環創造事業交付金(分散型エネルギーインフラプロジェクト)	地域資源を活かした分散型エネルギーシステムの構築を推進し、地域での経済循環を創造する。	地方公共団体を核として、需要家、地域エネルギー会社及び金融機関等、地域の総力を挙げて、バイオマス、廃棄物等の地域資源を活用した地域エネルギー事業を立ち上げるマスタープランの策定を支援する。	1,000,000の内数	43団体 (平成29年度末時点)	総務省地域力創造グループ 地域政策課 03-5253-5523 chisei@soumu.go.jp
総務省	13	全国移住ナビ	地方移住希望者等へ、居住・就労・生活支援等に係る情報提供や相談を一元的に行う。	地方への移住促進のための居住・就労・生活支援等に係る情報を集約し、総合的な情報提供を行うワンストップポータルサイトを創設する。	57,672の内数	ページビュー数 1,865,223件 (平成29年度)	総務省地域力創造グループ 地域政策課 03-5253-5523 chisei@soumu.go.jp

省庁名	No	事業名称	当該事業の趣旨・目的	事業内容	平成31年度当初予算(案)(単位:千円)	平成30年度実績等	関係省庁(問い合わせ先)
総務省	14	移住・交流情報ガーデン	地方移住希望者等へ、居住・就労・生活支援等に係る情報提供や相談を一元的に行う。	居住・就労・生活支援等に係る情報提供や相談についてワンストップで対応する窓口を設置、運用。運用に当たっては地方自治体や関係省庁とも連携し、「全国移住ナビ」を活用して総合的な情報提供を実施する。	92,657	授与数:9,791件 (平成29年度)	総務省地域力創造グループ 地域自立応援課 03-5253-5392
総務省	15	ふるさとイベント大賞	表彰を通じ、地域固有の風土・伝統・暮らしを守るとともに、内外との交流につながる地域の活性化を図る。	全国各地で、数多く開催されている地域の活力を生み出すイベントを表彰する。	—	授与数(入選数): 大賞(内閣総理大臣賞) 1イベント ほか7イベント	総務省地域力創造グループ 地域自立応援課 03-5253-5392
総務省	16	ふるさとづくり大賞	表彰を通じ、ふるさとづくりへの情熱や想いを高め、豊かで活力ある地域社会の構築を図る。	全国各地で、それぞれのところをよせる地域「ふるさと」をより良くしようと頑張る団体、個人を表彰する。	8,701	授与数(入選数): 最優秀賞(内閣総理大臣賞) 1名 ほか24団体、3名	総務省地域力創造グループ 地域振興室 03-5253-5533
総務省	17	関係人口創出・拡大事業	地域外の者が関係人口として、地域と継続的なつながりを持つ機会・きっかけの提供に取り組む地方公共団体を支援する。	以下の取組を行うモデル地方公共団体を採択し、取組の内容・成果の調査・研究を行い、全国の地方公共団体等に対して広く周知することで、関係人口創出に向けた機運を醸成する。 ・地域との関わりを持つ者のうち、その地域にルーツがある者等又はふるさと納税の寄附者に対して、地域と継続的なつながりを持つ機会を提供する取組 ・これから地域との関わりを持つ者に対し、地域の課題やニーズと、関係人口となる者の思いやスキル・知見等をマッチングするための中間支援機能を形成し、地域と継続的なつながりを持つ機会・きっかけを提供する取組 ・地方公共団体が都市部等に在住する個人・企業・その他団体(NPO・大学のゼミなど)と連携し、都市住民等の地域への関心を高めるための取組 ・地方公共団体が地域住民や地域団体と連携し、訪日外国人との交流を促進し地域(地域住民や地場産業)との継続的なつながりを創出するために行う取組	509,260	モデル事業を実施 ・予算:248,554千円 ・採択:30団体	総務省地域力創造グループ 地域政策課 03-5253-5523 地域自立応援課 03-5253-5391
総務省	18	ふるさとワーキングホリデー	地方への「ヒト・情報」の流れを新たに創出するため、移住にまで至らずとも地域に想いを寄せる人々に対して、当該地域と関わる機会を提供することを目的に、地方公共団体の取組である「ふるさとワーキングホリデー」の積極的な推進を図る。	都市部の若者などが、一定期間地域に滞在し、働いて収入を得ながら、地域住民との交流や学びの場などを通して、地域での暮らしを丸ごと体感し、地域との関わりを深める機会を提供する地方公共団体の取組である「ふるさとワーキングホリデー」について、参加者向けの説明会やポータルサイトの運用等の総合広報を実施し、地方公共団体の取組を支援する。 【特別交付税措置】 参加者の募集や活動支援等のふるさとワーキングホリデーの実施に要する経費について1/2を特別交付税により支援。(1,500万円に当該事業における全参加者の延べ滞在日数に5,000円を乗じた額を上限)	・特別交付税措置 50,833	・特別交付税措置 ・ふるさとワーキングホリデーポータルサイトの運営、ふるさとワーキングホリデーを実施する地方公共団体が一堂に会する説明会の実施等	総務省地域力創造グループ 地域政策課 03-5253-5523 chisei@soumu.go.jp
総務省	19	地域おこし企業人交流プログラム	市町村が、三大都市圏に所在する民間企業等の社員を一定期間受け入れ、そのノウハウや知見を活かし、地域独自の魅力や価値の向上等につながる業務に従事してもらうことにより、地方圏へのひとの流れを創出を図る。	市町村が、三大都市圏に所在する民間企業等の社員を一定期間受け入れ、そのノウハウや知見を活かし、地域独自の魅力や価値の向上等につながる業務に従事してもらうことにより、地方圏へのひとの流れを創出を図る。 【特別交付税措置】 企業人の受入の期間前に要する経費(募集経費等)、企業人の受入れに要する経費、企業人が発案・提案した事業に要する経費について特別交付税措置。	・特別交付税措置	・特別交付税措置 (平成29年度) 企業人数:57名 受入自治体数:50市町村	総務省地域力創造グループ 地域自立応援課 03-5253-5392
文化庁	20	国宝重要文化財等保存・活用事業費補助金	国指定等文化財の保存・継承・活用等を行う。	国指定等文化財の所有者等が文化財の保存・継承・活用等を行うために必要な経費を補助する。 ・補助率:原則50%、上限85%	27,855,910	交付件数:2,571件	文化庁文化資源活用課 03-5253-4111(内線2863・2871)
文化庁	21	日本遺産活性化推進事業	日本遺産の認定地域の取組に対して支援することで地域の活性化を図る。	地域の歴史的な魅力や特色を通じて我が国の文化・伝統を語るストーリーを「日本遺産(Japan Heritage)」に認定するとともに、ストーリーを語る上で不可欠な魅力ある有形・無形の文化財群を地域が主体となって総合的に整備・活用し、国内外に戦略的に発信することにより、地域の活性化を図る。 ・補助率:定額	671,830	—	文化庁文化資源活用課 03-5253-4111(内線2864)

省庁名	No	事業名称	当該事業の趣旨・目的	事業内容	平成31年度当初予算(案) (単位:千円)	平成30年度実績等	関係省庁(問い合わせ先)
文化庁	22	地域の文化財の保存及び活用に関する総合的な計画等策定支援事業	地域における文化財の総合的かつ計画的な保存と活用を図るため、都道府県が作成する「文化財保存活用大綱」や市町村が作成する「文化財保存活用地域計画」等の作成等事業を支援するとともに、小規模の市町村への有識者の派遣や文化財所有者の相談や文化財調査等を行う「文化財保存活用支援団体」を育成するための研修会等を行う。	「文化財保存活用地域計画」等の策定等に向けた文化財の総合的把握調査や、有識者会議、シンポジウム等の取組を支援するとともに、小規模市町村への有識者の派遣や「文化財保存活用支援団体」に対する研修会を実施する。 ・補助率:定額	256,000	採択件数:61件(うち歴史文化基本構想策定支援56件、地域計画策定支援5件)	文化庁地域文化創生本部 075-330-6720(内線1024)
文化庁	23	地域計画等活用拠点形成事業	文化財を中核とする活用拠点の整備を推進するため、文化財保存活用地域計画等策定地域や、他の地域のモデルとなる優良な取組に対する支援を行う。	文化財保存活用地域計画等に基づき実施される人材育成、公開活用に資する設備整備(古民家の活用に資する改修を含む)等、特に優良な活用拠点形成の事例を創出するため、他省庁とも連携して、周辺環境を含めた文化財群の面的・一体的な整備を重点的に支援する。 ・補助率:定額(文化財建造物、史跡等の公開活用に資する設備整備、防災対策等は原則50%)	247,333	採択件数:19件	文化庁地域文化創生本部 075-330-6720(内線1024)
文化庁	24	文化財総合活用推進事業(地域文化遺産活性化事業)	地域の無形の民俗文化財の後継者養成等により、文化財の確実な継承基盤を整え、総合的な情報発信や普及啓発等の取組を併せて実施することで地域を活性化させる。	地方公共団体が、観光等の観点で戦略的な事業実施計画を策定。当該計画に基づき、文化財の保護団体等が行う活用のための情報発信・人材育成、普及啓発等の取組、及び地域の文化財継承のための取組を支援する。実施計画の進捗状況の評価によりさらに効果的な実施を促進する。 ・補助率:定額	1,133,259	採択件数:228件	文化庁地域文化創生本部 075-330-6720(内線1024)
文化庁	25	文化芸術創造拠点形成事業	2020東京大会とその後を見据え、地方公共団体が主体となって取り組む文化芸術事業を支援することにより、地方公共団体の文化事業の企画・実施能力を全国規模で向上させるとともに、多様で特色ある文化芸術の振興を図り、ひいては地域の活性化に寄与することを目的とする。	地方公共団体が主体となり、地域住民や地域の芸・産学官とともに実施する、地域の文化芸術資源を活用した取組や、地方公共団体等による文化事業の企画・実施体制を構築・強化する取組を支援する。 ・補助率:補助対象経費の1/2を上限	1,051,423	採択件数:136件	文化庁地域文化創生本部 075-330-6730(直通)
文化庁	26	国際文化芸術発信拠点形成事業	文化芸術を社会の基盤と位置づけ、文化資源によって付加価値を生み、社会的・経済的な価値を創出することにより、文化芸術立国の実現を図る。地域の文化芸術の力を活用した国際発信力のある拠点の形成により、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会とその後を見据えた効果的な対外発信を行い、訪日外国人(インバウンド)の増加、活力ある豊かな地域社会の実現に資する。	2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会とその後を見据え、日本全国で開催されている芸術祭や地方の行事をコアとした文化芸術事業を充実・発展させ、民間企業を大胆に巻き込みつつ他分野との有機的な連携を図ることで継続的に世界にアピールできる我が国を代表する国際文化芸術発信拠点を形成する取組を支援する。	957,908	採択件数:11件	文化庁参事官(芸術文化担当)付 国際発信拠点担当 03-5253-4111(内線2836)
文化庁	27	博物館を中核とした文化クラスターの形成事業	地域の文化財の魅力発信、観光振興、多言語化による国際発信、ユニークベニューの促進など、美術館・歴史博物館を中核とした文化クラスター(文化集積地)創出に向けた地域文化資源の面的・一体的整備に関する取組を行う。	博物館を中核とした文化クラスターを形成し、地域の歴史、芸術、自然科学の様々な資源を新たな創造的活動や事業に結び付け、首長部局等を中心とした地域の主体的・協働的な活動の付加価値を生み出す「文化政策」と「まちづくり政策」を合わせて事業展開する。	1,099,287	採択件数:92件	文化庁企画調整課 03-5253-4111(内線3143)

省庁名	No	事業名称	当該事業の趣旨・目的	事業内容	平成31年度当初予算(案) (単位:千円)	平成30年度実績等	関係省庁(問い合わせ先)
文化庁	28	劇場・音楽堂等活性化事業	「劇場、音楽堂等の活性化に関する法律」(平成24年法律第49号。以下「劇場法」という。)の規定を踏まえ、我が国の文化拠点である劇場・音楽堂等(劇場法第2条第1項に規定する劇場、音楽堂等をいう。以下同じ。)が行う、実演芸術(劇場法第2条第2項に規定する実演芸術をいう。以下同じ。)の公演事業、人材養成事業及び普及啓発事業並びに劇場・音楽堂等間のネットワーク形成に対して補助することにより、我が国の劇場・音楽堂等の活性化と実演芸術の水準向上を図るとともに、地域コミュニティの創造と再生を推進する。	文化拠点である劇場・音楽堂等が行う実演芸術の創造発信や専門的人材の養成、普及啓発事業、劇場・音楽堂等間のネットワーク形成を支援すること等により、劇場・音楽堂等の活性化や地域コミュニティの創造と再生を推進する。 *補助率:補助対象経費の1/2を上限に補助(劇場・音楽堂等間のネットワーク形成への支援は事業に要する旅費及び運搬費の合計額を上限)	2,600,847	採択件数:267件	文化庁企画調整課 03-5253-4111(内線3143)
文部科学省	29	社会教育を推進するための指導者の資質向上等事業	地域の社会教育を推進するため、社会教育法の規定に基づき、地域づくりや人づくりの中核を担う社会教育主事の資格付与のための講習を行う。 また、資格の取得後も、社会の変化や地域課題の実情に応じて、常に新しい知識・技術を習得する必要があるため、このような地域における社会教育を推進する指導者を対象に研修を実施し、地域住民における社会教育の質の向上や、住民自らが地域の課題を解決するような地域社会の形成に寄与する。	地域の社会教育を推進するため、社会教育法の規定に基づき、地域づくりや人づくりの中核を担う社会教育主事の資格付与のための講習を行う。 また、社会教育主事、司書等については、地域における社会教育の指導者となり得ることから、資格取得後も、社会の変化や地域課題の実情に応じて、常に新しい知識・技術を習得する必要がある。このため、このような地域における社会教育を推進する指導者を対象に研修を実施し、地域住民における社会教育の質の向上や、住民自らが地域の課題を解決するような地域社会の形成に寄与する。	55,294	30年度予算額:62,111千円	文部科学省総合教育政策局 教育人材政策課 03-5253-4111(内線3676)
文部科学省	30	学校を核とした地域力強化プラン	近年、子供たちを取り巻く地域力が衰退していることから、地域住民等の参画による学校を核とした人づくり、地域づくりを実施することにより地域の将来を担う子供たちを育成し、学校を中心とした地域力の強化を図る。	学校を核とした地域力強化のための仕組みづくりや地域の活性化に関する様々な取組を地域の特色に応じて組み合わせることで、将来を担う子供たちを育成し、地域コミュニティの活性化を図る。	6,394,939	補助事業者数:224件	文部科学省総合教育政策局 地域学習推進課 03-5253-4111(内線3260)
文部科学省	31	地(知)の拠点大学による地方創生推進事業	大学と地域の自治体・企業や民間団体等が協働し、地方創生に資する人材育成・地元定着のための取組を推進する。	地方大学が地方公共団体や企業等と協働して、学生にとって魅力ある就職先を創出・開拓するとともに、その地域が求める人材を養成するために必要な教育カリキュラムの改革を断行する取組を支援することで、地方創生の中心となる「ひと」の地方への集積を図る。	1,037,285	選定事業数:42件	文部科学省総合教育政策局 地域学習推進課 03-5253-4111(内線3286)
文部科学省	32	道徳教育の抜本的改善・充実	新学習指導要領を踏まえた効果的な指導や、各地域の特色を生かした道徳教育を推進する。	郷土の歴史や偉人などを取り上げた地域教材の活用など、地域の特色を生かした取り組みを支援する。	390,982	実施件数:62団体	文部科学省初等中等教育局 教育課程課 03-5253-4111(内線2903)
文部科学省	33	社会的課題に対応するための学校給食の活用	学校給食の提供の過程(献立の作成、食材の調達、調理等)を活用して、社会的な課題・要請に対応するための具体的な手法及び地域における成果の共有方法を開発する。また、これらの実践事例の普及を通じて、全国における取組を促進する。	<食品ロスの削減> …廃棄してきた、使用されてこなかった物の利活用 ○棄・皮など廃棄してきた部分を活用した献立の開発 ○形くずれ野菜等の必要量の確保、手間の少ない調理方法の開発 <地場産物・国産食材の活用> …需要サイドと供給サイドからのアプローチ・連携 ※需要サイド:学校給食を実施する学校の設置者、栄養教諭、学校栄養職員等 ※供給サイド:地方公共団体の農林水産部門、生産・加工・流通の関係団体等 適時に必要量を確保し使用することのできる ○生産・流通・販売経路の開拓・拡大 ○大量調理に適した食材の規格や加工方法の研究、加工品の開発 等 <伝統的な食文化の継承> …伝統的な食文化の理解、味と技術の継承・応用 ○郷土料理等の事例の収集・レシピ集の作成 ○味付、調理手順、盛り付け等の伝統的技法や由緒の伝授 ○大量調理・大量配食に適した調理・分配・配膳方法等の開発 ○学校行事や地域の伝統行事、季節行事との連携 等	31,929	採択件数:9件	文部科学省初等中等教育局 健康教育・食育課 03-5253-4111(内線2694)

省庁名	No	事業名称	当該事業の趣旨・目的	事業内容	平成31年度当初予算(案) (単位:千円)	平成30年度実績等	関係省庁(問い合わせ先)
スポーツ庁	34	運動・スポーツ習慣化促進事業	多くの国民に対して、スポーツを通じた健康増進を推進するため、地方公共団体におけるスポーツを通じた健康増進に関する施策を持続可能なものとする。	行政と域内の関係団体(民間事業者、スポーツ団体、医療機関・健康関連団体、大学等)が一体となって行う多くの地域住民に対するスポーツへの参画機会提供を支援する。	180,000	採択件数:17団体	スポーツ庁健康スポーツ課 03-5353-4111(内線2998) 03-6734-2688(直通)
スポーツ庁	35	スポーツによるまちづくり・地域活性化活動支援事業	スポーツと景観・環境・文化などの地域資源を掛け合わせ、戦略的に活用することにより、スポーツによる持続的なまちづくり・地域活性化の促進を図る。	地方自治体、スポーツ団体、民間企業等が一体となり、スポーツと地域資源を掛け合わせたまちづくり・地域活性化に取り組む組織である「地域スポーツコミッション」が行うスポーツツーリズム等の活動を支援する。 ・補助率:定額	30,416	採択件数:8団体	スポーツ庁参事官(地域振興担当) 03-5253-4111(内線3931)
農林水産省	36	農山漁村振興交付金	農山漁村の自立及び維持発展に向け、都市と農山漁村の双方から「農山漁村を知ってもらおう」機会を創出するとともに、農山漁村が持つ豊かな自然や「食」を、農業やその関連産業のみならず、観光、福祉、教育等にも活用することにより、農山漁村における就業の場の確保、所得の向上及び雇用の増大を実現し、地域の活性化を図る。	地域の創意工夫による活動の計画づくりから農業者等を含む地域住民の就業の場の確保、農山漁村における所得の向上や雇用の増大に結びつける取組を総合的に支援し、農山漁村の活性化を推進する。 ・事業実施主体:地域協議会、市町村、農林漁業者の組織する団体 等 ・交付率:地域協議会 定額、地方公共団体1/2 等	9,809,000	H29年度執行額 7,868,894千円	農林水産省農村振興局農村政策部 農村計画課農村政策推進室 03-6744-2203 農林水産省農村振興局農村政策部 地域振興課 03-6744-2498 農林水産省農村振興局農村政策部 都市農村交流課 03-3502-5946 農林水産省農村振興局整備部 地域整備課 03-3501-0814
農林水産省	37	水産多面的機能発揮対策	環境・生態系の維持・回復や安心して活動できる海域の確保など、漁業者等が行う水産業・漁村の多面的機能の発揮に資する地域の活動を支援する。	漁業者、地域住民、PTA、NPO等で構成する活動組織が行う水産業・漁村の多面的機能の発揮に資する海難救助や藻場・干潟の保全など地域の取組に対し支援する。 ・事業実施主体:地域協議会、都道府県、市町村等 ・補助率:定額 ・上限額:1活動組織当たり国費2,000万円	2,855,000	2,012,447千円 (平成29年度実績)	農林水産省水産庁漁港漁場整備部 計画課 03-3501-3082
農林水産省	38	多面的機能支払交付金	地域共同で行う、多面的機能を支える活動や、地域資源(農地、水路、農道等)の質的向上を図る活動を支援する。	【農地維持支払】 農業者等による組織が行う、地域共同による農用地、水路、農道等の地域資源の基礎的な保全管理活動を支援する。 【資源向上支払】 地域住民を含む組織が行う、地域共同による施設の軽微な補修及び農村環境の保全のための活動等の地域資源の質的向上を図る共同活動並びに老朽化が進む農業用排水路等の長寿命化のための補修・更新等の活動を支援する。 ・事業実施主体:農業者等の組織する団体 ・補助率:定額	48,652,000	48,250,500千円(H29決算額)	農林水産省農村振興局整備部農地資源課 03-6744-2447 東北農政局農村振興部農地整備課 022-221-6289 関東農政局農村振興部農地整備課 045-740-0049 北陸農政局農村振興部農地整備課 076-232-4725 東海農政局農村振興部農地整備課 052-223-4638 近畿農政局農村振興部農地整備課 075-414-9541 中国四国農政局農村振興部農地整備課 086-224-9423 九州農政局農村振興部農地整備課 096-211-9816 内閣府沖縄総合事務局農林水産部課 098-866-1652 北海道農政課農村振興局農村設計課 011-204-5399
農林水産省	39	森林・山村多面的機能発揮対策交付金	山村における過疎化・高齢化の進行に伴い、これまで地域住民や森林所有者等が行ってきた様々な資源利用を通じて保たれていた水源の涵養、山地災害の防止、生活環境の保全、生物多様性の保全等森林の多面的機能の発揮が難しくなっているといった課題に対し、山村地域の住民が協力して里山林をはじめとする地域の森林の保全管理やこれら森林資源の利活用を実施していく体制を整えることにより、森林の多面的機能を維持発揮させていくとともに、山村の振興を図る。	森林の多面的機能の発揮を図るとともに山村地域のコミュニティを維持・活性化させるため、地域住民等による森林の保全管理活動等の取組を支援する。 ・事業実施主体:地域協議会(地域協議会から保全活動を行う活動組織に対し、交付金を交付) ・交付率:定額、1/2、1/3以内 ・上限額:1活動組織当たり500万円/年	1,412,938	平成29年度執行額 1,510,954千円	農林水産省 林野庁森林整備部森林利用課 03-3502-0048

省庁名	No	事業名称	当該事業の趣旨・目的	事業内容	平成31年度当初予算(案) (単位:千円)	平成30年度実績等	関係省庁(問い合わせ先)
農林水産省	40	中山間地域等直接支払交付金	中山間地域等では、高齢化の進行に伴う耕作放棄の増加等により、農業の有する国土の保全、水源のかん養等の多面的機能の低下が懸念されるため、農業者等に中山間地域と平地の農業生産条件の不利を補正するための交付金を支払うことにより、中山間地域等の農業生産活動の維持を図る。	中山間地域等において、地目や傾斜等に応じた交付金を、集落等を単位とする協定に基づき、5年間以上農業生産活動を継続して行う農業者等に協定農用地面積に応じて交付する。 ・事業実施主体:農業者の組織する団体等 ・補助率:定額	26,343,766	26,111,717千円	農林水産省農村振興局農村政策部 地域振興課中山間地域・日本型直接支払室 03-3501-8350 東北農政局農村振興部農村計画課 022-221-6246 関東農政局農村振興部農村計画課 048-740-0486 北陸農政局農村振興部農村計画課 076-232-4531 東海農政局農村振興部農村計画課 052-223-4629 近畿農政局農村振興部農村計画課 075-414-9050 中国四国農政局農村振興部農村計画課 086-224-4511 九州農政局農村振興部農村計画課 096-300-6427 内閣府沖縄総合事務局農林水産部地域振興課 098-866-1652
農林水産省	41	中山間地農業ルネッサンス推進事業	傾斜地等の条件不利性ととも鳥獣被害の増加、人口減少・高齢化・担い手不足など、厳しい状況に置かれている中山間地において、清らかな水、冷涼な気候、棚田の景観等の中山間地の特色をいかした多様な取組を後押しする。	地域の所得向上に向けた計画を深化させる取組等の支援に加え、中山間地における高収益作物への転換や棚田における保全体制の強化等、様々な課題に対応したモデル支援を実施する。 ・事業実施主体:都道府県、市町村 ・補助率:定額	252,315	200,000千円	農林水産省農村振興局農村政策部 地域振興課中山間地域・日本型直接支払室 03-3502-6286
農林水産省	42	6次産業化の推進	農山漁村の所得や雇用の増大を図るため、多様な異業種との連携強化による6次産業化の取組等を支援する。	農山漁村の所得や雇用の増大を図るため、多様な異業種との連携強化による6次産業化の取組等を支援する。 ＜食料産業・6次産業化交付金のうち加工・直売について＞ ○都道府県へは定額 ○事業実施主体へは以下のとおり。 ①「加工・直売の推進」 ・支援体制整備事業:定額 ・推進支援事業:1/3以内(市町村戦略に基づく場合は1/2以内) ②「加工・直売施設整備」 3/10以内(中山間地(農業)又は市町村戦略に基づく場合は1/2以内) (上限額1億円) ＜6次産業化サポート事業＞ 定額	2,134,016の内数	(平成29年度執行額) ＜6次産業化ネットワーク活動交付金＞ ①「加工・直売の推進」 696百万円 ②「加工・直売施設整備」 100.1百万円 ＜サポート事業＞ 356百万円の内数	農林水産省食料産業局 産業連携課 03-6738-6473
農林水産省	43	浜の活力再生・成長促進交付金のうち水産業強化支援事業	漁業所得の向上を目指す「浜の活力再生プラン(浜プラン)」の着実な推進を支援するため、浜プランに位置付けられた共同利用施設等の整備を支援する。	漁業所得の向上を目指す「浜の活力再生プラン(浜プラン)」の着実な推進を支援するため、浜プランに位置付けられた共同利用施設等の整備を支援する。 ・事業実施主体:都道府県、市町村、漁業協同組合等 ・交付率:定額(1/2以内等)	5,364,827の内数	—	農林水産省水産庁漁港漁場整備部 防災漁村課 03-6744-2391
農林水産省	44	食料産業・6次産業化交付金(地域での食育の推進)	・地域や家庭で受け継がれてきた伝統的な料理や作法等を継承し、伝えている国民を増やす。 ・農林漁業体験を経験した国民を増やす。 ・栄養バランスに配慮した食生活を実践する国民を増やす。	第3次食育推進基本計画に掲げられた目標のうち、食文化の継承等当省関係の目標達成に向けて、地域関係者が取り組む、食文化の継承、和食給食の普及、農林漁業体験機会の提供、日本型食生活の普及、食育を推進するリーダーの育成等の食育活動を支援する。 ・事業実施主体:都道府県、市町村、民間団体等 ・交付率:定額(1/2以内)	1,434,000の内数	—	農林水産省食料産業局食文化・市場開拓課 03-3502-5723

省庁名	No	事業名称	当該事業の趣旨・目的	事業内容	平成31年度当初予算(案) (単位:千円)	平成30年度実績等	関係省庁(問い合わせ先)
経済産業省	45	地域まちなか活性化・魅力創出支援事業 (中心市街地活性化支援事業)	魅力的な生活環境、商業・サービス等の事業・起業環境や観光資源整備等の観点から、中心市街地を活性化するため、意欲ある地域における波及効果の高い複合商業施設等の整備を行う。	①中心市街地活性化法に基づく、まちの賑わいを創出するための中核となる、地域への波及効果の高い複合商業施設や、まちづくり会社等による空き店舗対策・起業支援等と一体的に取り組まれる施設の整備等、中心市街地の活性化・魅力創出に資する先導的な民間プロジェクトを支援する。 ②プロジェクト推進等に資するまちづくりに関して専門的な知識を有する人材の活用や地域の個性や生活者のニーズを把握した事業計画の策定等のための調査、まちづくり会社等が行う顧客の増加・経営の効率化のための取組を支援あうる。 ・補助対象者:民間事業者 ・補助率:2/3、1/2 ・上限額:2億円、1億円 等	500,000千円の内数	新規事業のためなし	経済産業省地域経済産業グループ 中心市街地活性化室 03-3501-3754
経済産業省	46	タウンマネージャー等育成事業	小規模事業者等の経済活動の基盤であるまちを活性化するため、まちづくりを推進するタウンマネージャー等を確保・育成する。	地域における中心市街地活性化を図るために、空き店舗対策や合意形成手法、まちづくり特有のスキル等の習得を図る研修を実施し、タウンマネージャー等を育成する。	540,000千円の内数	新規事業のためなし	経済産業省地域経済産業グループ 中心市街地活性化室 03-3501-3754
中小企業庁	47	商店街活性化・観光消費創出事業	インバウンドや観光等によって、地域外や日常の需要以外から新たな需要を取り込み、地域の来訪者の増加を促すことで商店街における消費の喚起につなげる。	地域と連携して魅力的な商業・サービス業の環境整備等を行い、インバウンドや観光といった新たな需要を効果的に取り込む商店街の取組を支援する。 具体的には、(1)インバウンド・観光需要を取り込む環境整備に必要な取組、(2)インバウンド・観光需要を取り込むイベント等の取組、(3)専門家派遣事業に対して支援する。 ・補助対象者:商店街組織、商店街組織と民間事業者の連携体 ・補助率:(1)、(2)の事業 2/3 (3)の事業 定額 ・上限額:(1)~(3)の事業の合計額で2億円	5,000,000千円	新規事業のためなし	経済産業省中小企業庁 商業課 03-3501-1929
中小企業庁	48	国内・海外販路開拓強化支援事業	地域経済の活性化を図るため、地域資源の活用や中小企業者と農林漁業者の連携による新商品・サービスの開発や販路開拓の支援や海外展示会出展等を通じて海外でのブランド確立に取り組む事業を支援するなどし、国内・海外の販路開拓をシームレスに支援する。	①地域産業資源活用促進法及び農工商等連携促進法に基づく事業計画の認定を受けた中小企業等が行う新商品・新サービスの開発・販路開拓に係る費用の一部を支援する。 ②地域産品が持つ素材や技術等の強みをいかした海外展開戦略の策定を支援する。また、海外でのブランド確立のため、新商品開発や海外展示会出展等のプロジェクトを支援する。 ・補助対象者:中小企業・小規模事業者、中小企業グループ、小売事業者、組合等 ・補助率:原則として1/2(①)、2/3、1/2(②) ・上限額:原則として500万円(①)、200万円、2000万円(②)	2,385,067千円の内数	採択実績件数 ①:200件(30年度当初予算) ②:37件(30年度当初予算)	経済産業省中小企業庁 創業・新事業促進課 03-3501-1767
国土交通省	49	都市再生整備計画事業	地域の歴史・文化・自然環境等の特性を生かした個性あふれるまちづくりを実施し、全国の都市の再生を効率的に推進することにより、地域住民の生活の質の向上と地域経済・社会の活性化を図ること。	都市再生整備計画に位置づけられたまちづくりに必要な幅広い対象事業に対し、交付金を交付する。 ・補助率:概ね40%以内、45%以内、1/2以内	社会資本整備総合交付金 8,713億円の内数	・地区数:586地区 ・金額:社会資本整備総合交付金 (8,886億円)の内数	国土交通省都市局 市街地整備課 03-5253-8412
国土交通省	50	街なみ環境整備事業	住環境の整備改善を必要とする区域において、地方公共団体及び街づくり協定を結んだ住民が協力して、住宅、地区施設等の整備改善を行うことにより、ゆとりとうるおいのある住宅地区を形成する。	地区の固有の資源である良好な景観や歴史的街並みの保全・再生に、地域が一体となって取組み、魅力あるふるさとづくりを推進する。 ・補助対象:地方公共団体、法定協議会 ・補助率:1/2、1/3	社会資本整備総合交付金 8,713億円(平成31年度)の内数 防災・安全交付金 13,173億円(平成31年度)の内数	185地区	国土交通省住宅局 市街地建築課市街地住宅整備室 03-5253-8517

省庁名	No	事業名称	当該事業の趣旨・目的	事業内容	平成31年度当初予算(案) (単位:千円)	平成30年度実績等	関係省庁(問い合わせ先)
国土交通省	51	景観・歴史を大切にしまちづくり(歴史まちづくりの推進)	歴史・文化を活かしたまちづくりを推進する地域の取組を国が積極的に支援することにより、個性豊かな地域社会の実現を図り、都市の健全な発展・文化の向上に寄与する。	歴史まちづくり法に基づき、市町村が策定する歴史的風致維持向上計画を国(文部科学大臣、農林水産大臣、国土交通大臣)が認定し、当該計画に基づく市町村の取組に対し各事業により重点的に支援する。	35,648千円	66,500千円(12自治体)	国土交通省都市局 公園緑地・景観課 03-5253-8954
国土交通省	52	景観・歴史を大切にしまちづくり(景観まちづくりの推進)	良好な景観の形成を促進するため、景観計画の策定等の施策を講ずることにより、美しく風格のある国土の形成等を図り、地域社会の健全な発展等に寄与する。	地方公共団体における景観法に基づく景観計画の策定を促進するとともに、建築物・工作物の外観修景や景観・歴史的風致形成に向けたデザインルールの検討等、景観や歴史文化といった地域資源に着目した魅力ある地域づくりに資する取組に対し支援を行う。	【景観まちづくり刷新支援事業】 2,620,000千円 【集約促進景観・歴史的風致形成推進事業】101,852千円	【景観まちづくり刷新支援事業】 2,620,000千円(10自治体) 【集約促進景観・歴史的風致形成推進事業】190,000千円(14自治体)	国土交通省都市局 公園緑地・景観課 03-5253-8954
国土交通省	53	手づくり郷土賞(てづくりふるさとしょう)	全国各地で個性的で魅力ある地域づくりに向けた取組を推進する。	「手づくり郷土賞」は昭和61年度に創設され、平成30年度で33回目の開催となる国土交通大臣表彰。地域の魅力や個性を創出している良質な社会資本及びそれと関わりを持つ優れた地域活動を一体の成果として発掘し、「手づくり郷土賞」として表彰するとともに、好事例として広く紹介する。	—	23件を表彰	国土交通省総合政策局 公共事業企画調整課 03-5253-8912
国土交通省	54	地域づくり情報局 (Repis:Regional Planning Information System)	地域の資源を生かした創意工夫のある地域づくりを推進する。	平成17年にホームページを開設し、地域づくりの先進事例や活動のノウハウをキーパーソンに紹介している。また、各省庁の地域づくりに関する記者発表へのリンク集である「地域づくり記者発表」の更新も行っている。 (http://www.mit.go.jp/sogoseisaku/region/chiikijoho/)	—	H31.3月末までにホームページで年間10回情報発信	国土交通省総合政策局 公共事業企画調整課 03-5253-8912 chiiki-joho@mit.go.jp
国土交通省	55	「道の駅」による拠点の形成	地方創生を支援する「道の駅」の取組を推進する。	「道の駅」は、道路利用者への安全で快適な道路交通環境の提供並びに地域の振興に寄与することを目的として整備する。 なお、特に優れた取組について、関係機関が連携して重点的に支援する、重点「道の駅」制度を設けている。	道路関係予算: 17,858億円の内数 社会資本整備総合交付金: 8,713億円の内数 防災・安全交付金: 13,173億円の内数	・全国で「道の駅」は1,145駅(H30.12末時点) ・重点「道の駅」15駅、重点「道の駅」候補14駅を選定	国土交通省道路局 総務課 03-5253-8476
国土交通省	56	スマートIC等の活用による拠点の形成	高速道路等の沿道において、地域と一体となったコンパクトな拠点の形成を支援する。	交通・物流拠点等から高速道路等のネットワークへのアクセス性の向上を図るため、スマートICやアクセス道路の整備を支援する。	道路関係予算: 17,858億円の内数 社会資本整備総合交付金: 8,713億円の内数 防災・安全交付金: 13,173億円の内数	・スマートICは全国で115箇所開通済みで、平成30年度は5箇所が開通(H31.1末時点) ・全国20箇所の道の駅を対象に、高速道路からの一時退出社会実験を実施中(H31.1末時点)	国土交通省道路局 総務課 03-5253-8476
国土交通省	57	まち再生出資業務	都市再生に資する優良な民間都市開発事業の立ち上げを支援する。	市町村が定める都市再生整備計画の区域等において行われる優良な民間都市開発事業に対し、一般財団法人民間都市開発推進機構が出資を行うことにより、事業の立ち上げを支援する。	—	1件、900,000千円 (平成31年2月末時点)	国土交通省都市局 まちづくり推進課 03-5253-8406
国土交通省	58	まちづくりファンド支援業務	①一定のエリアの課題解決に資する複数の民間まちづくり事業を連鎖的に進める。(マネジメント型) ②まちづくり分野におけるクラウドファンディングの活用促進を図る。(クラウドファンディング活用型)	①一定のエリアをマネジメントしつつ、当該地域の課題解決に資する、リノベーション等の民間まちづくり事業を連鎖的に進めるため、一般財団法人民間都市開発推進機構と地域金融機関が連携してファンドを立ち上げ、当該事業に対して出資・融資により支援する。(マネジメント型) ②景観形成等に資する民間まちづくり事業を、クラウドファンディングによる「志あるお金」の調達と併せ、まちづくりファンドから助成により支援する。(クラウドファンディング活用型)	415,000千円	1件、40,000千円 (平成31年2月末時点)	国土交通省都市局 まちづくり推進課 03-5253-8406
国土交通省	59	民間まちづくり活動促進事業	都市の魅力を増進するとともに持続可能なまちづくりを実現・定着させるため、民間の担い手によるまちづくり活動を促進する。	民間まちづくり活動における先進団体が実施する普及啓発事業や、まちづくり会社等の民間の担い手が主体となって行う先進的な社会実験・実証事業等に助成する。	104,398千円	配分額:104,860千円 採択件数:普及啓発事業8件、社会実験・実証事業等7件	国土交通省都市局 まちづくり推進課 03-5253-8407

省庁名	No	事業名称	当該事業の趣旨・目的	事業内容	平成31年度当初予算(案) (単位:千円)	平成30年度実績等	関係省庁(問い合わせ先)
国土交通省	60	「小さな拠点」を核とした「ふるさと集落生活圏」形成推進事業	人口減少・高齢化が進む中山間地域等において、基幹集落に複数の生活サービスや地域活動の場を集め、周辺集落とネットワークで結ぶモデル的な「小さな拠点」の形成を推進する。	既存施設を活用した生活機能の再編・集約に係る改修等の施設整備に対し費用を補助する。	115,000千円	150,000千円 (実施団体:4市町村) H29年度実績	国土交通省国土政策局 地方振興課 03-5253-8403
国土交通省	61	道路ネットワークによる地域・拠点の連携確保	個性ある地域やコンパクトな拠点を道路ネットワークでつなぎ、距離の制約を克服し、地域・拠点の連携を確保する。	幹線道路ネットワークを整備する。	道路関係予算: 17,858億円の内数 社会資本整備総合交付金: 8,713億円の内数 防災・安全交付金: 13,173億円の内数	・高規格幹線道路整備状況: 11,906km (平成30年度末開通予定延長)	国土交通省道路局 総務課 03-5253-8476
国土交通省	62	ネットワークを賢く使う	今ある道路をもっと賢く使って、時間損失、低い時間信頼度、交通事故、活力低下の克服を目指す。	今ある道路の運用改善や小規模な改良等により、道路ネットワーク全体の機能を最大限に発揮する取り組みや、交通流を最適化する料金施策の導入を推進する。	道路関係予算: 17,858億円の内数 社会資本整備総合交付金: 8,713億円の内数 防災・安全交付金: 13,173億円の内数	・H28年度に首都圏、平成29年度に近畿圏で新たな料金を導入。首都圏及び近畿圏の議論を踏まえ、中京圏の現状や将来像を踏まえ、中京圏の高速道路を賢く使うための料金体系について、検討。 ・ピンポイント渋滞対策について、東名阪道の四日市付近等10箇所対策済み。また、関越道の高坂SA付近等10箇所事業推進中。(H31.1末時点)	国土交通省道路局 総務課03-5253-8476
観光庁	63	観光地域づくり相談窓口の設置	観光による地方創生の一層の推進のため、観光地域づくりの取組について地域の方々が相談できる場として、観光庁および地方運輸局等に窓口を開設する。	観光庁及び全国の運輸局に「観光地域づくり相談窓口」を設置し、観光による地域活性化を目指す地域の方々に、関連施策の紹介や、関係省庁への仲介などを行うことで地域の取組を支援する。	—	継続的に相談の受付を実施。	国土交通省 観光庁観光地域振興課 03-5253-8328
観光庁	64	観光地域づくり事例集作成	観光による地方創生の一層の推進のため、観光地域づくりに取り組まれる方々の参考となるよう事例をとりまとめ周知する。	地域における観光振興の取組を効率的に進めるためには、各地域の取組の情報・ノウハウ等をその他の地域に有効に活用していくことが極めて重要であることから、各地の観光振興の取組事例等を調査し、その結果をとりまとめて事例集を作成する。	—	冊子を作成しHPで公表、及び十分に活用されるよう周知。	国土交通省 観光庁観光地域振興課 03-5253-8328
国土交通省	65	地域公共交通確保維持改善事業	地域公共交通活性化再生法等を踏まえ、持続可能な地域公共交通ネットワークの実現に向けた取組を支援する。	多様な関係者の連携により、地方バス路線、離島航路・航空路などの生活交通の確保・維持を図るとともに、バリアフリー化、地域鉄道の安全性の向上に資する設備など、快適で安全な公共交通の構築に向けた取組を支援する。 ・補助率:1/2以内、1/3以内など(事業により異なる) ※詳細については、 http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/transport/sosei_transport_tk_000041.html 参照	21,959,178千円	22,273,922千円 (H29年度現額ベース)	国土交通省総合政策局公共交通政策部 交通支援課 03-5253-8396
観光庁	66	広域周遊観光促進のための観光地域支援事業	訪日外国人旅行者等の各地域への周遊を促進する。	調査・戦略策定からそれに基づく滞在コンテンツの充実、広域周遊観光促進のための環境整備、情報発信・プロモーションといった、地域の関係者が広域的に連携して観光客の来訪・滞在促進を図る取組に対して総合的な支援を行う。	1,390,779千円	採択件数:370件 交付決定額:1,445,235千円 ※どちらも交付決定時点の数値	国土交通省 観光庁観光地域振興課 03-5253-8327
国土交通省	67	空き家再生等推進事業	空家等対策計画に定められた地区のほか、空き家住宅等の集積が居住環境を阻害している地域等について、居住環境の整備改善を図る。	居住環境の整備改善を図るため、不良住宅、空き家住宅又は空き建築物の除却及び空き家住宅又は空き建築物の活用を行う地方公共団体の取組を支援する。	社会資本整備総合交付金 8,713億円(平成31年度)の内数 防災・安全交付金 13,173億円(平成31年度)の内数	—	国土交通省住宅局 住宅総合整備課 住環境整備室 03-5253-8508